

〔論 說〕

高浜村文書における

『氏神倒木出入一件』内済の記録

石 尾 芳 久

高浜村文書には、寛政元年附測一件、文化三年踊一件、文化五年氏神倒木出入一件、文化八年横領吟味一件等の裁判史料が認められる。しかも、その中に『手続書之覚扣』と称する詳細な裁判記録を残している。『手続書』とは頭に提出した庄屋の争訟に関する報告書と推定されるが、それは、出入一件の『日記覚』とは比較にならないくらい詳細な裁判記録——とくに農民の側からみた裁判記録であるという意味において、貴重な意義を有するもの、と考えられる。『手続書之覚扣』には、本稿において紹介する一件のその如く、大坂町奉行所の審理の模様を農民の立場から記録していて、かつて中田薫氏が「徳川時代の民事裁判実録」に紹介された「縫殿助在府日記」を想起させるものがある。もちろん、『手続書之覚扣』は庄屋・年寄の記録であるから、そこには自らなる相違がある。豪農層の意味について改めて検討をせまるものがある。近世民事裁判あるいは刑事裁判に関する内済の性格については、周知の如く、多くの先学の貴重な業績がある。しかし、本稿に紹介する史料は、内済についてなお考慮すべき多くの問題が

存することを示すのである。右史料の考証については、関西大学図書館主幹小西愛之助氏が多大の御協力をよせられたことをここに明記し、深謝の意を表する。

一

内済に関する理論的研究としては、既に戦前におそらくは戦時特別法への関心との関連において執筆されたであろうと推定される二つの卓越せる論文——高柳真三「和解主義に立つ裁判」、牧健二「近世武家法の和解及び調停」があり、小早川欣吾氏の大著「近世民事訴訟制度の研究」と雖も、その基礎理論としては右二論文を継承されているのであって、現在にいたるまで長き学問的生命を保持している、といわなければならない。

高柳真三氏の理論の論旨は、明快そのものといいうる。氏は、まず「裁判せられる事實は、訴へる者と訴へられる者との間の利益の衝突をめぐつて生ずる。この利益衝突の運命を見さだめるにあつて、結局和解に到達すべきものと考へるか、それとも一方の正当な勝利と、他方の正当な敗北によつて結末をつけるものと考へるか、の二つの態度のいづれに重きを置くかに、時代なり国民性なりの反映を推測することは、必ずしも困難ではないであらう。」とべられる（同論文二三九頁）。

内済の問題を検討する論拠として時代や国民性があげられている点に、注目するを要する。とくに、国民性の論拠に依存した場合には、内済の背後に存在する支配の本質を如何に考察するかといった問題関心がそらされる可能性があるからである。氏は、裁判における「利益衝突の運命」を重視されている。しかし、この見解をもし極端にまでおし進めるならば、裁判における判決発見の意義——合理的な判決（合理的な法）発見の意義を看過してしまうことにな

る。今一つ問題となるのは、近世のいわゆる和解主義に立つ裁判なるものが、近世農民団体からの裁判権の剝奪の結果として現象せしめられているという事実が、氏の右論文において必ずしも充分には論じられていないという点である。これは、しかし、極めて重要な問題として銘記しておく必要があるであらう。

氏は「裁判の宣告は一方に勝ちほこつた勝者をつくるとともに、他方にみじめな敗者を生み出す結果をともしがちである。かかる過程は、しかし、裁判によつてつくられた関係といふよりも、むしろ裁判の前提とせられた関係であることに、決定的な意義を含んでゐる。……時代の動向は、上述のやうな個人的対立闘争をそのまま認める裁判制度に対しても、いまや影響を波及して、従来のものを反省したり、またはその対策を考へたりする氣運を一部に呼び起してゐるやうである。その一つの方向として、全体主義國家観からつくり出された協同体的指導理念の下で、従来の制度を批判するとともに改正を加へんとする関心が、すでに眼立ちやすくなつてゐる。その他にも一方があるとすれば、それはなんらかの対策を考へる手がかりとして、まづかかる個人の対立相剋が、本来わが国民性に適合してゐたのかといふ、過去への関心の形がとられてゐる中に、探られるものやうに見える。」とのべられている（同論文一四〇頁）。

いわゆる和解主義に立つ裁判を導くものとして、全体主義國家観からつくり出された協同体的指導理念が指摘されているとともに、それとの何等かの関連をもつもの、あるいは関連を考へる手がかりを与えるものとして、「わが国民性」が問題とされていることに注目するを要する。そしてまた、全体主義國家観からつくり出された協同体的指導理念という場合のその協同体的の本質は何かという点についても、改めて吟味しなければならないであらう。それは、独裁的な官僚制支配に対応しようように作爲された虚偽の共同体であること、明白であらう。しかし、とにかく、全

体主義国家における調停制度の背後には、独裁的な行政国家の積極的な行政的関心が潜在していることは、確かである。日本近世法における内済についても、後述する如く、その背後に行政的配慮の働いていることをたしかめることはできるが、しかし、それは、積極的ではなくして消極的な——むしろ拒否の方向に働く行政的配慮であって、そこに支配の家産制性格が露出しているのである。近世法において、出訴の条件が厳格であり、訴が受理されることの容易でなかったことは、周知の事実である。細事について不許受理は、旧中国の裁判制度を一貫する原則であったが（奥村郁三「中国における官僚制と自治の接点」、それと相通ずる性格を近世幕藩体制の裁判制度に指摘することも、必ずしも不可能ではない。内済は、むしろ、この細事不許受理との密接な関連において把握されるべきであり、そこに、全体主義国家の、あるいは現行の調停制度との根本的な相違が存するのである。

氏自身、「徳川時代に行はれた裁判も、この時代の為政者の手に握られ、他の諸種の国家的制度の中に織りこまれてゐた以上、何よりも封建政治を構成する制度としての性格を充分に備へてゐた。一般庶民が利害關係に衝突をおこして、訴の手段をとる他道がなくなつたとしても、我々のやうに訴を起すことが訴権に基いた当然の要求であるとする考へが、表面に現れてゐた形跡は見えない。のみならず、訴は私事によつて役人達の公務を煩はすことであるから、人民はなるべく争ひを内輪で始末すべきであり、名主・家主、五人組等はその調停に立つことが、重要な役目の一つであるとする法律道徳が行はれてゐた。従つて訴は、『恐れながら御訴訟申上候』といふ慣用語にも見えるやうに、争ひの当事者が裁判官に事情を陳情して、その慈悲心によつて裁断を請ひ受けんとする願ひであつた。訴を受理する裁判官も、官職の威光によつて裁断の求めを聞き入れるまでのことであつて、訴へ出た者に対する職務的義務により強制せられるのではなかつた。」とのべられてゐる（同論文、一四一頁以下）。

氏は、更に「かやうな筋合で遂に訴へられた訴は、どんな取扱ひの方針の下におかれたか。いまその基本的な線に沿つて、訴の行方を追つて見ることにしよう。この時代の裁判事務においては、訴を『吟味物』と『出入物』の二種に區別したが、前者は略々今日の刑事訴訟、後者は民事訴訟に相当した。この出入物の訴を起すにあつては、訴状（目安）にこれを認めて、裁判所即ち奉行所へ提出することが要件であつた。これを受けとつた奉行所では、まづ下役人が訴状として要件に適つてゐるか否かを審査し、若し訂正を要する箇所があるときには、書替を命令した上で差出させた。これを訴状札と呼ぶのであるが、その上でいよいよ訴状が形式上欠けたり間違つたりしてゐないことを確かめると、係りの奉行はその裏面に一定の裏書加印（裏判）を施して、原告に下げ渡した。裏書の内容は訴の種類によつて、いろいろ変化があつた。一般的にまとめていへば、被告に訴の提起のあつたことを告知し、これに対する返答書を提出するとともに、一定期日に奉行所へ出頭して原告と対決（口頭弁論）すべきことを命じたもので、原告はこれを被告に呈示するのである。そして訴はこの裏書が授与せられることにより、裁判所の受理するところとなつたことが確定したのである。」とのべられている（同論文、一四二頁）。

出入物・吟味物は、いうまでもなく、出入筋・吟味筋という幕府の裁判手続に対応する。ただし、出入筋の手続で裁判されるものに民事事件のみならず刑事事件も含まれたことは、牧健二氏、石井良助氏によって指摘されたところである。また、平松義郎氏は、その著「近世刑事訴訟法の研究」において、吟味筋が札問主義の手続であることに注目して両者を區別すべきであるという洞察を示されている。とくに、氏が、出入筋においては内済が勧奨されたのに対し、吟味筋においては「内済は許されないのが原則であつて、加害者、被害者が私和しても、職権的追求を緩めるわけではない。」と指摘された点（同書、四〇六頁）に注目する必要がある。吟味筋が札問主義の手続であるのに対し、

何故に出入筋においては、内済が勧奨され、出訴の条件を厳格にしたのであろうか。ここには未だ考察すべき問題が内在している、といわなければならぬ。

平松義郎氏が紹介された史料(見聞集)に、『一訴状ニ都而重キ儀主殺、親殺、其外重キ申掛類、申立候訴状は、御裏書不被下置、直ニ御呼出、又領主地頭江御達手当ニ而呼出、訴訟人茂宿預等申付ル、尤其節々之趣ニ寄取計候儀ニ付、定法無之』とある点は、重要である。吟味物・出入物を区別する基本観念として、あたかも旧中国法上の重情・細事の区別を想起せしめるような『重キ儀』という概念を認めうるからである。この『重キ儀』が、公事方御定書下巻十五に規定する内済を禁じた事件と関連することは、明白であらう。公事方御定書下巻十五には次のように規定する。

『一火附 一盜賊 一人殺 一人勾引 一逆罪之もの 一名主等私曲非分 一博奕三笠附取退無尽 一隠売女 一巧事

(元文五年極)

一右之外ニも、公儀江掛り候出入、扱之儀願出候共、為扱申間敷事、』

『公儀江掛り候出入』といった極めて包括的な概念が使用されているが、『重キ儀』という概念と密接に関連すること、明白であらう。この『重キ儀』の中心的概念として『逆罪もの』が存することは、同じく氏の紹介された一書(公裁要録二十五内済ニ不相成品之事)に『変死、手負人、御法度事、都而逆罪もの也』とあるによって確認されるのである。まさに重情・細事の区別に該当するといわなければならない。吟味物・出入物を区別する基本観念は、『重キ儀』と軽キ儀——重情・細事にあるのであって、民事事件は、細事のなかに包括されたが故に、出入物として把握されたのである。

旧中国の裁判制度に、かかる重情・細事という事案の区別に対応して独自の審級制——裁判機関の上下関係が認められることは、既に滋賀秀三氏が「清朝時代の刑事裁判」において、「上申」事案をすべてまず下級庁で取扱わせながら、他面その決定権は、事の重要さに応じ、一定の上級機関の手に留保することによって、重要な事案はいわば自動的に幾つかの審級を重ねるように定めた仕組、これを仮りに上申制と名づけることにしよう。中国では歴代行われ来たところであり（漢代にはまだ十分明瞭には形成されていないが、唐の律令にはすでにはっきり現われる）、清朝ともなると極めて詳細に制度化されている。」とのべられたところである（『刑罰と国家権力』二三九頁）。氏は、かかる裁判制度の本質を、「現在われわれの行政官庁におけるそれと基本的に異なるものでなかった」とされ、「司法というものの本質的要請と考える各審級の自足完了的性格が全然認められていなかった」のであり、「上申制は、行政官庁における、小事を下に委せ大事の決定を上留保する権限分配方式そのままであり、立案者から決定権者に至るまで多数の印判を連ねる、かのおなじみの現象と軌を一にする」と概括される。重要な事案——重情に関しては、自動的に幾つかの審級を重ねるようにならして上級機関に吸い上げる権力の運動は、細事に関しては、能う限り人民の側に押し戻すという拒否の運動（不許受理）として反射的に作用するのである。しかも、それは、細事に関しては裁判権を人民に与えるという意味では決してない。その反対なのである。

細事に対する拒否の権力関心——それも家産行政的配慮の一であるが——に迎合する人民の強制団体（村落）の争訟解決の方式が、旧中国農村慣行調査記録の指示する村長乃至は人望のある人々による仲裁である（『かかる人望のある人々が集って仲裁すれば県に訴えなくとも解決するだろう』然り。かかる人が抑えて、なるべく県に訴えないようにする。』——奥村郁三「中国における官僚制と自治の接点」の指摘による）。奥村郁三氏によれば、かかる仲裁の実質は、理の曲直を問わぬ

郷紳による貧者に対する冤抑であり、貧者は皆『吞声飲氣』(何もいえない)である、とされる(同論文、三一頁)。すなわち、それは、細事に対する拒否の権力関心に村落(裁判権を剝奪された村落)の側から迎合するために作為された擬制的和解とも表現すべきものであり、仲裁不能にして官にもちこまれた場合でも、擬制的和解を期待する権力の方針に变りはなかった。ここに、日本の幕藩法において何故に刑事的強制を以て脅迫してまでも内済を強要したかという疑問をとくカギがある。細事に対する不許受理の権力関心に村落が積極的に迎合し、順応することを権力側は一貫して期待し、それに厳格な関心を示しているのである。かかる問題を村落の司法自治を示すものと概括する見解が正当でないことは、明白であろう。

徳川幕府の裁判制度の審級制について、先に滋賀秀三氏が指摘された旧中国の裁判制度のそれと同様の性格を認識することは必ずしも困難ではないであろう。これについては、平松義郎氏の研究が参考となる。すなわち、氏は、「幕府の吟味権は、徳川家が一個の封建領主である限り、他の封建領主と同様、直轄領たる御料人別の者、および直属封建家臣に限局せらるべきものである。しかし、徳川家は同時に全国を支配する幕府として、御料私領間もしくは私領相互間に関連する事件、および領主地頭などに臣従する陪臣以下の武士に対しても吟味を行なったのである。このような全国的吟味権を、幕府が各裁判役所に分配するに当っては、三奉行ないし評定所にそのほとんどを保有せしめた。遠国奉行には若干他領他支配関連事件の吟味権を認めたと、代官には原則として全国的性格を帯びた吟味権は与えなかったのである。仕置権については、老中ないし將軍が、死刑、遠島の裁決権を掌握し、いかなる裁判役所といえども、遠島以上の刑罰を手限で決定することはできなかった。遠島より軽い刑罰に関しては、三奉行、遠国奉行それぞれに異なるが、代官にあっては、原則として手限仕置権がなかったのである。將軍、老中、三奉行、評定所を

一体として見るとき、幕府の裁判管轄は、事務権限上の中央集権 concentration をかなり強度に志向していたといわねばならない。」とのべられている（同書、四六〇頁）。これを審級制の問題として考察するならば、遠島以上の刑罰の裁決権は、その吟味権を三奉行、遠国奉行、代官等の裁判役所にゆだねながらも、老中ないし將軍が掌握していたというのは、旧中国裁判制度の覆審制を想起せしめるものがある。しかも、代官に原則として手限仕置権がなかったという指摘に、注目すべきである。氏は、これを「支配所限の事件を、勘定奉行の全面的な統制のもとに処置することが、代官の裁判官としての本務であった」とものべられている（同書、四六一頁）。しかし、支配所限の事件については、代官が吟味権——吟味手限を有していた（幕末には急度叱、過料は、代官が手限で裁決しえた——石井良助氏指示）ということが、重要である。すなわち、支配所限の事件については、代官はそれを受理し吟味する権限を有しながらも、その裁決権は——幕末には急度叱、過料といった軽罪については裁決権をも有した——、上級機関たる勘定奉行の手留保されていたということが、明確となる。しかも、遠島以上の刑罰の裁決権が老中ないし將軍にあったことは、既に指摘したところである。このように代官の支配所限の事件に即して考察するならば、幕府裁判制度の審級制に、滋賀秀三氏が「事案をすべて下級庁で取扱わせながら、他面その決定権は、事の重要さに応じて、一定の上級機関の手に留保する」と指摘された旧中国の裁判制度の審級制と同様の性格を認めることは、可能であろう。そして、この点に関する限り、幕府裁判制度もまた、極めて行政的な性格の裁判体制であった、といえるのである。

高柳真三氏は、前掲論文において、一方では「外見は黒白を分ち正邪を頭はず權威に仕へてゐる如く思はれる裁判所は、次第にその裁くものの地位を退いて、恰度喧嘩の扱人の如く当事者双方を一步づつ内済へと追ひつめ、その仲介者たらんとする相貌を露骨にしてくるのである。裁判所の態度は裁許（判決）の手續をとることに、懷疑的であり臆

病であるかの如き様子さへ見せる。」とのべられ、他方では「幕府の裁判所が屢々確實でなく、明快でなく、また敏速でもない和解主義を堅く執つて安んじてゐられたのは、政治権力の掌握者としての強い自信から、これを押しつけて行くことができたからである。いふまでもなく和解主義がこんなにまで重用されてゐるのは、徳川幕府の裁判制度に見られる事実であつて、わが国の裁判制度史にいつも現はれてゐる事実とは考へられない。少くも鎌倉時代の幕府裁判所は、徳川時代の制度に対してある程度の対立を示してゐたやうである。即ち鎌倉幕府の裁判所では、当事者雙方の攻撃防禦が充分に重んぜられ、裁判はその間に現はれる事実を確實に決定して、当事者の勝敗を明かにすることに注意を払つた印象を与へるのである。このことは、鎌倉幕府裁判所が朝廷裁判所・庄園裁判所と対立の關係にあつたこと、従つて幕府が確實公正な裁判を行ふことが、裁判所を通じて幕府の威信を高め、信望をつなぐ上に必要であつたことを推測せしめる。これに反し徳川幕府は、少くも裁判によつて威信を高める必要を感じない程度に、その權威に対して恃むところをもつてゐたから、和解主義によつて生ずる不満や不安を顧みる必要はなかつたのである。」とのべられている。

鎌倉幕府裁判制度が、争訟について能う限り法廷外の処理をさけ、むしろ、すぐれた判決発見に力をそそぎうるやうな体制であつたことに関しては、氏が指摘された如き朝廷裁判所・庄園裁判所との競合の關係といった事柄も、その理由として考察しうるであらうが、しかし、本質的には、封建制支配そのものが、反官僚主義的体制——反行政的体制であり、すぐれた判決——法発見者たるべきことがカリスマの性にない手の性格として武士団より常に要求される体制であつたということが、考察されなければならないであらう。しかし、その詳論は、別の機会にゆずることとする。

近世幕藩体制は、既にかかる意味の封建制支配より逸脱して、家産官僚制支配に転化しつつある体制であった。

もし、氏がのべられたように、徳川幕府がその権威に対して真に恃むところがあったならば、裁許の手續をとるときに、懷疑的であり臆病であるかの如き様子を見せる必要はない。その権威主義は、積極的に裁許の手續をとりえないような（細事については能う限り訴を拒否する）拒否の方向に作用する性格のものであった。そこに、その権威主義の家産的性格を指摘することができる。裁許の手續をとったとしても、先例に対して極めて因襲的な判決発見の方法であったことは、周知の事実である。氏は、徳川幕府がその権威に対して恃むところがあったから、「和解主義によつて生ずる不満や不安を顧みる必要はなかつた」とされるが、幕府が検地政策や兵農分離政策の他に、人民の自治団体を強制団体に転向せしめるべく懸命の思想教化を行なったことは、明白である。家産的行政は、かかる意味の思想教化と必然的な関係にある。むしろ、家産的行政は、人民の側から積極的に権力に迎合し、強制団体に転向することを常に期待しているのである。公事宿あるいは郷宿、その他町村役人等の民間の扱い人が細事不許受理の権力関心に迎合する階層として介在せざるをえないという事實は、家産制権力が、かかる階層に対して、大いに恃むところがあったことを示している。和解主義の前提として行政優越の体制にもとづくところの行政的な性格の裁判制度を想定しなればならないが、それが細事（民事）の争訟に対し拒否の方向に働くところに家産的行政の特質があり、そのような権力関心に使喚され先取りするところに、近世幕藩法の擬制的和解主義の本質が存するのである。

高柳真三氏論文とほぼ時期を同じくして執筆されたと推定される牧健二氏論文「近世武家法の和解及調停」は、内済の本質について個別的分類を徹底した重要な研究である。氏は内済制度成立の理由として第一、内済の公的性質、第二、内済解決の有利、第三、訴訟の円満解決、第四、訴訟の権力的解決をあげられる。第一の内済の公的性質と第

四の訴訟の権力的解決とは、理論的に矛盾しないかどうか、また第二の内済解決の有利と第三の訴訟の円満解決という点も理論的に矛盾しないかどうかを考えてみる必要がある。

牧健二氏は第一の「内済の公的性質」について、「此処に公的と云ふのはオホヤケを重しとすることで、我が国の古今の法制を通じて窺はれる事実である。裁判は勿論公の事であつて、裁判や訴訟を公事と称するのも其の意のあらはれたものである。オホヤケとは今日国家的とか公法的とか云ふのとは、もう少し道義的な意味に於て考へられてゐたことである。政治は公の政治たるべく、法律も公の法律であるべく、裁判も公の裁判でなければならぬ。かくの如く云ふときには、公なるものは権力的な国家を主とするものではなく、道義的な国家を念頭においてゐたのである。(中略) かくの如き公を離れては、我が国体なるものも考へられないし、かくの如き公の時代的表現なるものが、各時代の政体ともなり立法ともなり司法ともなつて行かねばならぬ。事實は必ずしもさうなつてゐないで、公が権力的となり、或は公私が混同されたりしてはゐるが、法を何か正義の準則に於て考へるとすると、日本の法律の根本精神、司法の根本基準には此の様な無私の公なるものが存在してゐたとせねばならない。之が殊に固有法を考へる上には、第一義として置かるべきもので、規範なるものを正当化する淵源だと信ずるのであるが、近世の武家法の司法制度や内済主義といへども、之を是認せしめてゐた根拠は、推論に於て事実上は迂余曲折があるにしても、要するにかくの如き公に帰着すべきものであつたのである。(中略) かくの如き根本の立場があつたから、法律と云つても法律限りのものとしないうで、公の道徳との關係に於ての法律であつた。裁判も公の道義との關係に於ての裁判であつた。少くなくともさう云ふ主張を振りかざすのであつた。之に基いて上からの指導とか、上からの教化とか云ふ態度が當然に発生し、裁判の如きも教化的指導的に行はれたのである。それで役人は法廷に於て『御利解』なるものを与へることが

力強く出来得た。之によつて内済へと誘導し得たのである。役所が扱人たるべく命じた名主・親類・五人組の如きでも、役所のかかる態度を受けて、勧導的であつたのは云ふまでもない」とのべられている（同論文二三頁以下）。

次に氏は第四の訴訟の権力的解決について、「武家の裁判が内済本位であり得た大きな理由として、武家の権力の強大を挙げることは当然的である。内済が公の精神を含むと云ふのは、内済の解決に正義の拠るべき所を求めてのことである。内済が当事者にとつて有利であると云ふのは、与へられたる法律慣習を前提としてのことである。内済が円満解決の途であると云ふのは、身分社会の秩序を価値あるものとして許してのことである。併し既に述べたやうに封建的精神なるものは、公私を混淆したもので公的に純なものではなかつた。武家の法律慣習は武家の一方的利益の為に、專制的に決定されたものであつた。封建的な身分秩序は上位に有利で下位に不利なる力の秩序を本にして成立してゐた。それ故に内済本位の裁判は全体的には権力主義的な裁判であつた。武家の強固なる権力が圧倒的であつて、両当事者は如何なる訴訟をなさうとも、与奪は一に此の権力の意のままであつたから、内済主義の原則は、此の権力によつて押しきられるのであつた。此の権力主義の下では刑事裁判は懲戒であり、民事裁判は慈悲であつた。（中略）内済にするように誘導することは、役所に指導力があつたからであるが、指導力は権力に本づいて存在したのである。而して之には司法と行政とが判然区別せられず、司法には刑事と民事とが厳別されてゐないことに依つて、役所に於て甚だ便宜的な処置を取り得たことが、多大の関聯性をもつて居る。……内済裁判は民事の裁判と雖も刑事的方法を利用して行ふ裁判であつた。……かく刑事の吟味物でも出入扱願を許すと云ふことは、他面から云へば民事の出入物と雖も、隙さへあれば刑事的に処理される可能性のあつたことを意味する。」とのべられている（同論文、二三頁以下）。

右の牧健二氏の理論に一つの矛盾が内在することを指摘せざるをえない。氏は第一の内済の公的性質について、それはオホヤケを重しとすることであつて権力的な国家を主とするものではなく、道義的な国家を念頭においていたとされる。いうまでもなく道義的な国家の概念と権力的な国家の概念とは鋭く対立する。氏はこの対立を概念上の問題と事実上の問題との区別という論理をもつて解決されようとしておられる。それにもかかわらず、第四の訴訟の権力的解決においては、武家の権力の強大さが内済解決における正義のよるべきところとなつてゐる。かかる見解であれば、正義はむしろ権力的手段としての疑似的正義に転化してゐるのであつて、先にのべられた道義的な国家の概念もまた権力的手段に転化しうるようなイデオロギーにすぎなかつたことを示すのであり、概念上と事実上の問題とを区別するという論理はここで破棄されてゐる、と断ぜざるをえない。氏の道義的な国家論に自由の理念は含まれてゐない。そこに氏の道義的な国家において人民が無私たるべく限定されるという理由がある。周知の如く、ヘーゲルは、真の意味の道義的な国家と外見的道義的な国家にすぎない古代中国の国家との相違について、「この原理は恣意の最初の克服であつて、恣意は、この実体性の中ではその影を没する。そこではいろいろの人倫上の規定が法律の形をとるから、その結果、主観的意志は外的権力としての法律に支配されることになり、一切の内面的なもの、すなわち心情とか、良心とか、その他の形式的〔主観的〕自由は存在しないことになる。」と指摘してゐる(「歴史哲学」上巻、武市健人訳、一六七頁)。

氏の道義的な国家論においては人民は無私たるべきであつて、権力に依存せざる主観的意思を有しうる地位を与えられるものではなかつた。ここに氏の道義的な国家論が、権力国家の手段としてのイデオロギーに転化せざるをえないという必然性がある。幕藩権力は、人民団体が無私に精神にもとづく権力への迎合的強制団体たるべく不断の教化作用をおこなつたのである。氏はこの点について、それは公私を混淆したもので、公的に純なのではなかつたとされるが、

しかしこのような人民の自治権を喪失した他律的強制団体としての編成は、公私混淆の事実によって説明されるのではなくして、家産国家たる幕藩権力の家父長的家産官僚制支配の行政的関心に即して把握されるべきである。もしも裁判が単に権力主義的な裁判であるというならば、氏自身も指摘されているように、内済などにせずにとどしどし裁判を言い渡してもよいのである。それにもかかわらず能う限り裁許を避けて内済にもち込もうと誘導したということは、役所に指導力があつたというよりも——その指導力の性格が問題なのである——、むしろ人民に対し不断の思想教化を行なうことにより人民を強制団体に転向せしめるという家産的行政の関心に使喚された人民が権力に対し迎合的な和解を擬制的に起こすように積極的に期待したのである。それは法廷外においても、法廷内においても一貫してとられた家産国家の極めて行政的な裁判体系のあり方であつた。権力に迎合的な和解の擬制を訴訟当事者が構成したことは、このように人民の強制団体への転向を前提として考察しなければならぬ。すなわち、人民団体からの裁判権の剝奪に対応してとられた家産行政的関心の一環としての裁判体系のあり方であることを認識する必要がある。民事事件は、いうまでもなく、民衆の日常生活にとって重大な意味を有し、したがって一般的には民事裁判における判決の発見は、法の合理化を推進する有力な原動力となるものであつた。民事裁判における判決発見の重要性は、かくして、人民に対し法的安定性——計算予測性を保証しようとするような判例法の体系をいち早く形成しようという点に存したのであるが、家産制権力は、そのような判例法の成立の拒否に関して細心の注意をはらつたのであり、民事事件を細事と限定して権力に迎合的な和解の擬制を強要したのも、その背後にはかかる権力的関心が強烈に働いているのであつて、内済にひそむ便宜性の問題もまた、氏の如く刑事と民事との厳密な区別が存しないという点より把握するのでなくして、民事裁判を通じての判例法の成立を厳格に拒否する権力関心に迎合する擬制的和解主義の本質を示すもの

として、把握すべきである。それ故、民事の出入物といえどもすきさえあれば刑事的に処理される可能性があったという点に関して、氏は、これを刑事と民事とが蔽別されないという観点より考察されようとしているが、しかし、むしろ、基本的には、内済に従わないことが、人民の教化的強制団体への転向を企図する家産制権力への不服従あるいは反逆という新たな問題を生じたという観点より理解されるべきであつて、この点にこそ、内済に刑事的方法が介入する根本的な理由が、存したのである。

そして、かかる伝統は、明治初年においても、なお、民事紛争については起訴に先立って一応勸解をうけるべきであるという勸解前置主義としてその名残りをとどめていたのである。

小野木常氏は、この点について「民事紛争に付ては起訴に先立つて一応勸解を受くべく、勸解前置主義が採用せられた。当初は徳川幕府法に於ける内済が広く行はれ、例へば、明治三年一月十二日民部省第二十九号達(法全二二頁)に依れば、『旧幕旗本勝手賄金或ハ武器手当杯ト称シ元知行所郷印証文取之貸附候金銀取立ノ儀連々出願ノ者モ有之候得共右ハ追テ取調ノ上及沙汰候迄金主借主トモ相對遂示談相当ノ濟方可致候事』と規定せられ、更に、同年十一月二十八日太政官第八百七十八号布告府藩県交渉訴訟准判規程(法全五二二頁)第五条第一二条及び明治四年六月二十二日太政官第三百二号布告辛未改正府藩県交渉訴訟准判規程(法全一五七頁)第四条但書、第八条但書は直接内済に付規定するが、明治九年十月十二日司法省甲番外布達(法全一三六五頁)（この布達は同月二十五日司法省甲番外布達(法全一三六五頁)に依つて改正、その後次出の同年十一月二十七日司法省甲第十七号布達に依つて消滅した）及び同年十一月二十七日司法省甲第十七号布達(法全一二三六五頁)に依れば、『民事ノ詞訟ハ一応区裁判所〔治安裁判所〕ノ勸解ヲ乞フ可ク』、尚、明治八年九月八日司法省番外布達東京裁判所支庁管轄区分並取扱規則(法全一七四八頁)及び之を改正した明治九年九月二十七日司法省達第六十六号達地方裁判所

改置ニ付心得並区裁判所仮規則(法全一四〇一頁)も亦、『凡ソ民事ニ係ルモノハ金額ノ多少事ノ軽重ニ拘ハラス詞訟人ノ情願ニ任セ之ヲ勸解スヘシ』と規定した(第六條)。とのべられる(明治初期の民事訴訟「六勸解」)。

明治初年の内済が幕藩法の内済の伝統をひきつぐものであったことは、それが刑事的強制のもとに行なわれることが屢々あったという事実をもつてしても、明白である。これを改革せんとしたのが、明治五年八月十日司法省第六号の『聴訟之儀ハ人民ノ権利ヲ伸バシムル為メニ其曲直ヲ断ズルノ設ニ候得者、最懇説篤諭シテ能ク其情ヲ尽サシムベキノ処、右事務断獄ト混同シ、訟訴原告人へ笞杖ヲ加ヘ候向モ有之哉ニ相聞ヘ、甚以無_レ謂次第ニ付、自今右之儀無_レ之様厚注意可_レ致事』という規定である。この点について、石井良助氏は、「これは江藤新平による改革である。しかし、その同じ年において六月十八日大政官第一八二号は民事訴訟の被告人を呼出す際、逃亡したときは、地方官が搜索捕縛して、主管の庁へ差送らしむべきを命じている。もっとも、一八七六年(明治九年)一月九日司法省達第二号は、それまで民事呼出の上拘留することが行なわれたのを禁止している。」とのべられている(「明治法制史」二四六頁)。すなわち、これによれば、勸解前置主義は、少くともその出発点においては(明治八年九月八日司法省番外布達東京裁判所支庁管轄区分並取扱規則)、刑事的強制を以て強要して差支えないという見解から充分には解放されていなかったことが明らかとなるのである。

しかも、かかる特殊な意味をもつ勸解前置主義が、明治初年の裁判制度全体に対する体系的構想と密接な関連にあったことは、明治五年八月三日司法職務定制の規定によって明白であろう。すなわち、それによれば、司法省臨時裁判所は、臨時之を開き、凡国家の大事に関する事件及裁判官の犯罪を審理し(第四四條)、司法省裁判所は、各裁判所の上に位するものとして別に所長を置かず司法卿之を兼掌し(第四六條)、府県裁判所の裁判に服せずして上告する者を

覆審処分すると共に(第四七条)、各府県の難獄及訴訟の決し難き者を断決する(第四八条)、とある(小野木常、同論文、一裁判所)。第四八条の各府県の難獄及訴訟の決し難き者を断決するとの規定は、重情に關しては自動的に幾つかの審級を重ねるようにするという上申制の構想の片鱗を残しているという点において注目しなければならぬ。明治初年の勸解前置主義の特殊な性格は、かかる構想と必然的な関連を有するのである。

小野木常氏は、また、勸解掛について、「(勸解略則施行心得として)略則第四条の勸解掛は現任の判事補又は出仕中より勸解に熟練せる者を選び之に充つべく、判事を以て充つる時は本省の認可を受くべきであるが(第四項)、更に第一項の勸解掛中其一名は本省より特に選挙を命ずる時又は爾後判事補中に欠員を生じたる時に於て府知事県令と上次の条件に適したる者即ち年齢三十以上の者、性質篤実にして相当の資産を有し在勤すべき治安裁判所又は其所屬協議の始審裁判所の管内に住居し徳望ありて風俗習慣を熟知せし者、故意の犯罪に由り刑を受けたることなき者、身代限の処分を受けざる者を選び任用を請ふべきである(第五項)。」と解説されている(同論文、六勸解)。右略則は、明治十七年六月二十六日司法卿より始審裁判所への内達によるものである。農村の強制団体としての再編成が地方自治行政において細心に進められていたこの時期の「徳望ありて風俗習慣を熟知せし者」が何を意味するかは、おのずから明白であろう。権力の側は、細事(民事紛争)に關しては、拒否の権力関心に積極的に迎合して和解の擬制を構成しうるような階層が民間に発生することを期待しているのであって、これらの諸点を綜合して考察するならば、勸解前置主義の本質に内済の伝統が濃厚に潜在していることを看取しうるであろう。

次に牧健二氏は、第二の「内済解決の有利」について、「内済本位の裁判は裁判の建前として勝敗本位ではない。裁判の終了に済口と裁許とがあつて、裁許の方は判決するから当然勝敗を定めるとは云ふものの、裁判の精神として

は、当事者本人の間の勝敗を決すると云ふが如き考へ方ではなかつた。これ訴権なき人民に対するお上の裁判としては、当然さうなるべき性質のものである。而して双方の顔を立てた内済本位の裁判は、かくの如き建前の端的な表現である。さて勝敗を第一義とせぬ裁判の精神の制度的表現の一つは、訴訟費用は当事者雙方の負担となつてゐることである。今日の如く敗訴者が負担とするが如きものではなかつた。然るに、此のことが当事者を内済に導く一因となつてゐるのであつた。事件の解決が長引くと、旅行費や宿賃や諸入費が嵩む上に、農業の妨げとなり、人々にも迷惑をかけるので、何人も普通には訴訟が長期に亘ることを好まなかつた。今一つの事情は、未決の間の入牢が非衛生的で、入牢者を苦しめることの甚だしかつたことである。之は大体刑事に属することであるが、今日の如く刑事と民事とが蔽別されてゐなかつたので、公事の取調の爲に入牢せしめられるものは、必ずしも刑事のみとは限らなかつた。然るに当時の牢屋の設備は、極めて不完全であつたから、長く放置すると裁許を見るまでに牢死する者が少くなかつたと云ふ。」とのべられている(同論文、二二七頁)。

ところが第三の「訴訟の円満解決」について、「内済にした方が丸く治まると云ふ考へ方が支配的であつたことは、内済主義を原則化せしめた有力な原因であつた。而して此の事たるや近世の社会の実情によるのである。かの時代には町でも村でも共同体的精神が強かつた。町は惣町であり、村は惣村である。町にも村にも鎮守神があつて、其の下に伝統的な共同一体の生活をつづけてゐたが、武家法は之を制度的に強化した。町村の内部に五人組の組織をつくり、町村民に連帶的責任感を有たしめるやうにした。その結果はお互に干渉仕合ふこともあつて、自由と云ふ方面から云ふと、厄介迷惑なこともあつたが、親和共同の社会の中には美風の見るべきものも存在した。そこで訴訟の如きことは成るべく起らぬやうにしたい。同一町村内では固より、他の町村の人との間に於ても、なるべく争訟を法廷に争ふ

が如きことを避けようとする気分が強く存在した。その為には町村の役人が努力する。五人組が奔走する。親類の者も中に入る、と云ふやうにして、訴訟になるまでに内済で解決するやうに努めたのみならず、訴訟が受理されて裏判を得た後でも、最も内済に関与する機会の多かつた者は彼等であつた。殊に奉行所へ出た後は『他人の扱ひ』は取上げられず、扱人となつて願出するには必ず『親類扱』と云ふことにしなければならないのが幕府の慣例であつた。」とのべられている(同論文、二二〇頁以下)。

右の二つの論点の間には深い矛盾がある。牧健二氏が裁判の精神としては当事者本人の間の勝敗を決するというが如き考えではなかつたと指摘されていることは、氏の洞察を示す。しかし、それは、氏が説かれたような双方の顔をたてるといった意味ではない。裁判が訴訟当事者間の勝敗を決するということにつきるかどかは別の問題として、訴訟当事者一方のまる勝ちにしないという見解には、判決の発見に際して政治的ないしは行政的配慮が導入される余地のあることが、示されている。それは、いうまでもなく、極めて行政的な性格を有する裁判体制の性格を示唆するものであつて、かかる体制のもとにおいては判例法の形成が厳格に拒否されること、明白である。それは必然的に法曹団体の成立を否定するといった権力関心の問題につながつていく。内済が決して双方の顔をたてるものでなかつたことは、牧氏自身が「不当なる内済強要が行はれ易かつたこと」、「非分に理が附く傾向があつたこと」として指摘されたところである。かかる行政的性格の裁判制度の本質に注目する必要がある。しかるに、氏は、かかる性格の幕藩権力に対して、共同体的精神を強固に保持するところの惣町や惣村を措定される。しかし、真の意味での共同体的精神を保持する自治団体であつたならば、裁判権を喪失しなかつた筈であり、自らの発見した判決をつみ重ねて、都市法としてあるいは村法としての結晶をなした筈である。真の意味の合理的判決の発見がなされたならば、そのこと

はたとい訴訟当事者間の勝敗の決定を明確にしたとしても、それは敗訴者の理性にも深く受け入れられたであろうし、このことが共同体的精神を崩解せしめる原因とはならなかったであろう。しかるに近世幕藩体制下の惣町や惣村は、既にくりかえして指摘してきたように、裁判権を剝奪され、自治権を拒否されて転倒せしめられた強制団体であった。訴訟の如きことはなるべくおこらないようにしたということは、共同体の神話の表現ではなくして、むしろ反対に、町村の構成員に訴権すらも認められないような、そのような強制団体に不断の思想教化によって仕立て上げられることを意味した。争訟が生じた場合には、かかる強制団体は家産制的権力の行政的配慮を先取りして、権力への迎合的な和解を擬制するように使喚せしめられたのである。その背後には細事不許受理の家産制権力関心による威嚇が潜在している。近世町村は、かかる威嚇にたえず脅迫された、閉じられた強制団体なのであった。この点に、かかる強制団体の内部に家産的行政の配慮に迎合し先取りしうるような権力依存の寄生蟲が発生しうる理由がある。公事師がそれである。公事宿、郷宿と公事師は区別されていたといわれている。しかし、公事宿や郷宿にかかる権力依存の寄生蟲への方向を進む可能性が全くなかったとはいえない。また扱人としての町村の役人層にも、そのような方向に転向する傾向が皆無とはいえないような状況が、屢々認められるのである。かかる性格の強制団体であるがゆえに、右述せる如き内済本位の裁判制度によく対応したのである。それは、決して親和共同の社会の美風という如きものではなかった。

既述したように、小早川欣吾氏がその著「近世民事訴訟制度の研究」において、内済制度について指摘された見解も、高柳真三氏、牧健二氏の提起された理論と異なるものではない。すなわち、小早川氏は、「近世期は封建社会を其の社会基盤として有つてゐる。封建社会の一般の特徴は社会構造のあらゆる方面に互りて極めて閉鎖的であり、加ふ

るに従属関係が強く社会を縦に貫く系となつてゐる事である。殊に我国の近世封建社会を特色付けた思想は日本の儒教の教義であつて、此の日本の儒教の教義は此の縦に連る閉鎖的社会構成部分を更に特色付けてゐたのであつた。此の構造は又直接に、我近世期の民事裁判の上にも種々の影響を及ぼしてゐた事は論ずる迄もない事である。先づ封建社会内に存在した閉鎖的な部分社会は広汎な自治を許されてゐたのであつて、そこに司法自治が或程度許されて、町村等の自治的団体内に発生したる一定の事件、或は営業組合員相互間に発生したる一定事件は、概括して言えば、町村役人、或は組行事或は組支配等の取締役が裁決をなし得たのである。例へば村役人を教戒せる学者の言に『所の名主年寄は下の誣論をやめ、奸曲を戒め盜賊をたゞし、無罪して冤枉するものを改め』又五人組は『かけ落のものを早く改め、奸人の来舎するを糺し、組の内に盜賊姦曲のものあるを明す』と記し、又延宝九酉年六月朔日の長崎町方御仕置帳を見れば『町年寄役儀之事』の内に『一町人訴訟之取次可致事。一町人出入之儀可致穿鑿事。一町人輕出入乙名と申談可申付事。一町中公事訴訟有之刻、月番之年寄江申達、何茂立合逐吟味、其上町奉行江可申達事』とあり、『町乙名役之事』の条に『一町中輕キ出入町年寄江不申程之儀者、町内にて扱裁判可仕事』とあり、此れは町役人が一定の訴訟を取扱ひし一例に過ぎないが、尚同地長崎奉行所の『目安方取扱例書』を見れば左の如く定めてゐる。

『一金銀出入願出候者年番乙名又者雙方居乙名、其外可拘筋之者共呼出糺申付、右糺中内済いたし候得者、訴訟方より願下ケ申出候ニ付願書下ケ遣候、若内済不整旨申出候得者、品ニ寄尚又町年寄など江茂糺申付、多クハ内済いたし候、実々内済不整時者裁許いたし候事』右は明白に町役人に一定の民事訴訟（此の場合は金公事）を取扱はしむる事を定めたものである。尚村役人が一定民事事件を取扱ふ可き事は五人組帳前書の文言に定めてゐる例が多く、更に仲間即ち営業組合に於ても相当の裁判をなしてゐたものと思はれるのである。当時の訴状裏書文言にも『如斯訴出候間雙

方家主名主五人組立合来ル何日迄之内可相済候若不埒明候へ、同何日九時雙方召連可罷出者也』と記され、裏書宛名は訴訟当事者のみならず、当事者の所属する町役人も連名とされており、此の点は村方に於ても何等の相違はないのである。以上の事實は町又は村等の自治的団体の機関たる町村役人が団体内或は団体相互間に於ける争訟に相当広汎な干与権を有したる事を示すと共に、更に一步進んで町・村役人が団体内或は団体相互間の争訟を裁決する事が、其の重要な職掌の一と考へられてゐた事を示すものであらう。」とのべられている（『近世民事訴訟制度の研究』七八頁以下）。

長崎奉行所『目安方取扱例書』の規定は、金公事について、乙名の段階でまず内済し、それで整わなければ年寄の段階で内済すべきことが原則であることを——それが金公事を含めて『軽キ出入』の原則であることを定めてゐる。『実々内済不整時者裁許いたし候事』とある裁許の主体は、長崎奉行所の目安方であつて町年寄ではない。延宝九年の長崎町方御仕置帳の『町年寄役儀之事』にも、町人出入につき穿鑿の権限はこれを認めてゐるが、町年寄に裁許の権限を与へてゐるのではないからである。かかる観点から『町乙名役之事』条にある『一町中軽キ出入町年寄江不申程之儀者、町内にて扱裁判可仕事』とある『裁判』を考察するならば、それが内済を本質とするものであることを把握しうるであらう。小早川氏が紹介された史料を嚴格に吟味するならば、町村役人に裁判権を認めた事實は、一も存しない。町村役人から裁判権を剝奪したその裏返しとして認めた擬制的和解——内済にほかならないのである。小早川氏は、これを閉鎖的団体たる村落の行なう司法自治の慣行とされる。氏が如何なる意味で近世村落を閉鎖的団体として把握されたのか、その理由を必ずしも明示されていない。氏は、近世幕藩体制について、「從屬關係が強く社会を縦に貫く糸」となっているとされながらも、なお、村落の閉鎖性を肯定されて、「縦に連る閉鎖的社会構成部分」

と把握とされる。「従属関係が強く社会を縦に貫く糸」となっている場合には、村落はその団体的性格を保持したままで、権力迎合的な他律的強制団体——ライトゥルギー的団体に転倒せしめられていることが、一般的には想定しうる。その閉鎖性は、権力に対しては決して閉鎖的ではないのである。団体的性格を保持するからといって、権力に対して閉鎖的——自律的であることを保証する何等の理由も、存在しない。氏が「縦に連る閉鎖的社会構成部分」とされた概念には、深い矛盾が内在しているのである。権力に対して閉鎖的——自律的であるかを決定する基準は、町村の自治組織の存否に存するが、その具象化として裁判権の問題がある。近世幕藩体制がその家産制的権力関心よりして、町村の自治組織に徹底的な楔をうちこんだことは、別の機会に論述した。それは、町村役人よりの裁判権の剝奪を意味したし、その最終的な仕上げが、兵農分離政策——農民の武装解除である。

この意味において、近世幕藩体制下の農村は、権力に対して決して閉鎖的——自律的ではなかった。司法自治ではなくして、司法自治の逆立ちがみられるとしなければならない。この司法自治の逆立ちの最も象徴的な現象こそ、内済にほかならない。

もっとも、幕藩体制支配——家産制支配は、その官僚制の家産的性格よりして、その支配の徹底した劃一性を期することができなかったのである。土佐藩において庄屋層は裁判権を剝奪されることがなかったが、そのような例外的な現象は、事実上、かなり多く存した、と推定されるのである。

証文の覚書、証拠書類の覚書、「氏神倒木出入一件日記覚」⁽¹⁾、「氏神倒木売払ニ付一千度当家仲間故障申立手続書之覚扣」という四種類の文書よりなる。日記覚は、出入経過の概略を記したものである。手続書之覚扣は、地頭への報告書の控であり、出入の経過、対決のための準備、大坂町奉行所の役人の審理の実際等を詳細に記録した文書である。それは、あたかも中田薫氏が「徳川時代の民事裁判実録」において紹介された「縫殿助在府日記」を想起せしめるものがある。しかし、いうまでもなく、「縫殿助在府日記」とは、文書の性格を異にする。

手続書の性格を考察するについて、土佐藩「憲草簿」里正之部卷の「七地下公事訴内僉議會合等之事」の次の如き覚が、参考となるであろう。

覚

一支配之村ノ公事訴訟有之といへとも於在所重不遂内僉議ニ付可相論義をも取次差上候畢竟上を不憚役目之筋不相立候向後者卷ヶ月内三度宛組頭庄屋宅へ揃諸用可令僉議候尤公事訴申出者右寄会場へ召出遂僉議可相濟儀随分令得心濟し候様ニ可仕外村入組たる公事等ニ候ハ、其村之庄屋年寄ハ勿論隣郷之庄屋年寄申受互ニ可願了簡其上ニても難相濟義者取次可差上事

右之通打寄令詮議道理を申聞候得共公事人色々むさくさ成事を申不令得心者庄屋年寄之申付を不令承引科有之条公事之理非者名前其科可有之候事

一寄合勤怠之横帳をこしらへ庄屋年寄并組頭判形いたし置可申事并故障差合者肩書ニ記可申事

一右寄合之場ニ而令僉議公事ニ候ハ、何右衛門何某何様之公事申出候処ケ様ニ而才判を以双方令得心相障候趣大概記

置可申事

右帳面毎暮極月ニ御郡方へ可指出爰

右の覚の第三によれば、寄合之場で庄屋年寄組頭が行なった裁判について帳面に記録し、毎暮極月に御郡方へ指出したことが、判明する。御郡方は、庄屋層による判決発見を保障するという立場にある。この御郡方への指出こそ、庄屋層による判決発見——農民法の抽出である、といわなければならない。右の如き文書が記録されたことと土佐藩において庄屋層が裁判権を剝奪されなかつたことは、必然的な関連にあること、明白であろう。

高浜村文書の手続書覚扣は、かかる土佐藩庄屋層の指出に準ずる意味を保持している、といつてよいのではないか。手続書覚扣を記録するといった裁判に対する庄屋層の関心は、幕藩体制下の家産行政的な裁判制度に対し鋭い対照を示している。それは、結局、刑事的強制を以てする内済という擬制的な和解へと転倒せしめられ規制されているが、内済にいたるまでの過程においては、判決発見への強い執着をあらわしている。それは、訴状・返答書・济口証文といった公文書には決してあらわれない関心なのである。究極的には闇に葬られてしまうものであったが、豪農層の中に判決発見に強い執着をいだきつづけた社会層が存したことを、この手続書覚扣は、如実に示す。事実上の意味において、自治的裁判権掌握の遺風を伝える豪農層が、家産行政的な裁判制度の下においても、少からず存したことを証明する根拠となる。それは、家産官僚制支配が、必ずしも近代官僚制支配の如く劃一的な統制を充分には推進しえないというその支配の性格に、由来する。

本訴が大坂町奉行所に提起されたのは、延宝五年七月以来、高浜村が入組となつた事実にもとづく。(「旗本が、幕

府に奉行所吟味を願うことなく、手限で吟味をなしうるのは、事件が一知行所〔一給〕、〔二知〕一家中に限定され、他領他支配に引合がない場合である。——平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」二四五頁。なお、この点について、石井良助氏の「大阪町奉行所の管轄について、江戸と違うのは、江戸の町奉行所の持っていない権限を持っていることですが、これを三つに分けて考えることができます。その第一は、摂津、河内、和泉、播磨の四カ国の地方（ちかた）に関する訴訟、すなわち地論、山論、水論等に関する管轄権を持っていたことです。古くはこれら諸国は山城、大和、近江、丹波とともに、京都町奉行所の管轄する所だったのですが、享保七年（一七三〇）の改革で、右の四カ国の分だけが大阪町奉行所に移されたのです。もっともこれは右の四カ国内の地方（ちかた）に関する訴訟はすべて大阪町奉行所で裁判するというのではなくして、一領主、一地頭支配の者の間の訴訟はその領主、地頭が裁判するものであり、ただ別の領主、地頭の支配に属する者の間の訴訟を大阪町奉行所で裁判したのです。のちには、大坂町奉行支配の四カ国より京都町奉行支配の四カ国に対する訴訟も大阪町奉行が管轄することになりました。第二に、西国（九州）、中国、四国二十八カ国より大阪町奉行支配の国々へかかる金銀出入も大阪町奉行所で扱いました。第三には、大阪の寺社の訴訟をも裁判しました。江戸では寺社の事はすべて大名より任じる寺社奉行の管轄です。かつて、大阪町奉行所を勤めて、のちに江戸の町奉行に転じた矢部駿河守守謙は、自分は今町奉行に任ぜられて、格禄ともに高いが、一人で僧徒の処刑、町人百姓の事を兼ねて、思う存分仕事をこなした大阪町奉行の面白かったのには及ばないと申したそうであります。以上、大阪町奉行の権限の大きい面ばかり述べましたが、他面、江戸の町奉行が評定所一座の一員として、幕府の最高裁判所に列したことは、大阪町奉行には全く見られないことでした。大阪町奉行の輩下に与力、同心のあったことは江戸の町奉行の場合と異なりません。その数は与力が東西おのの三十騎、同心が東西おのの五十人でした。各種の掛りのあったことも

江戸の町奉行所と同じですが、前述西国等の金銀出入を扱う遠国役や寺社に關する事項を扱う寺社役等のあつたことは、江戸の町奉行所と大いに異なるところです。」という叙述(「江戸時代漫筆」五一頁以下)が、参考となるであらう。

以下『氏神倒木売払ニ付一千度当家仲間故障申立手續書之覚扣』に区切をつけて紹介し、解説する。

一村方氏神境内松木去卯九月十七日大風雨ニ而吹倒先々朔幣座講中より取斗仕来リニ付十月十二日勝之助源左衛門十郎右衛門三人相談之上政二郎へ売渡

一十一月九日倒木政二郎伐掛ケ候所下方吉右衛門長兵衛伝右衛門十二郎氏神倒木ヲ誰カ売候哉相尋政二郎申ニハ朔幣座三人より買取之返答致候所右四人者申ニ先見合可申ト申候間其趣政二郎より申来ル 伐候事相休ミ申候

一同日吉右衛門十郎右衛門方へ参り朔幣座三人へ一千度相勤候中間一同より及面会ニ度申参り然ル所御年貢方村勘定段々用向多差支有之候ニ付春ニ可致ト申合

一二月五日夕飯後三人相揃十郎右衛門方にて右売木差留之吉右衛門長兵衛伝右衛門十二郎惣代トして引合候所右四人之者申ニハ氏神之木ヲ相談もなく我儘ニ売候ハ不相濟趣申 三人之返答ニ往古より氏神之儀者此方共取斗来り候ゆへ此度も取斗売候事 氏神も段々木も少く相成りケ様ニ申も御宮御為ヲ思ふて申儀ニ候 尤先年午年倒木出来後神木売られ候節差留致候所以来及相談ニ候相对有之由四人之者より申 三人より申ニハ此方共も立木之儀ハ中々伐候儀者不好売本ニ而も植度了簡倒木之事ハ先年より度々有之皆朔幣座より取斗尤午年大風倒木多有之其節も故障もなく売払其後宮寺妙法寺焼失ニ付仮堂致借金有之ニ付三本売候所其節差留候所借金さへ何レト成りとも片付呉候へ、相止可申段々引合之上片付伐掛ケ之木者売本にて御宮用向ニ木挽ニひかし除置何も倒木立木伐候節及相談ニ候約束ハ無之趣返答致併此方と

も我意ヲ申もあしく一同和しねハ不宜存以来無抛入用之儀ニ付立木ニ而も伐候節者相談ニ及候由申候所左様ならハ一同へ其趣申聞返答ニ可致ト申歸リ其後返事無之ニ付催促致候所

一四月朔日十郎右衛門方へ伝右衛門十二郎惣代トして参リ申ニハ倒木之儀相談致候所其方立ッ掛ケられ候事故其方立ッ売捌可被致尤以来間違なき様ニ一筆書呉候様申 若書付出来ねハ村方評儀ニ致呉候様ト申 十郎右衛門申ニハ此方共々村方へ評儀いたす訳ハ無書付之事三人不承知ならハ其方へ返答可致尤木之所ハ書付不致とも売払候哉引合候所段々而も遅リ候故早ク片付てしまひ候由申 押而念入つめ合置候而勝之助源左衛門へ申聞 三人相談之上右躰ならハ政二郎呼ニ遣シ売可申 則政二郎へ倒木式本ニテ六拾匁ニ売渡先方ッ好書付へ追々相談之上返答可致趣

一四日朝十二郎参リ申ニ三人之衆へ及面会ニ旨申参リ則十郎右衛門方ニ而長兵衛伝右衛門十二郎参リ引合候所先方ッ申ニハ書付もでけぬ内ニ木を売候事いかニ致し候事ニ候哉 十郎右衛門申ニ昨日伝右衛門十二郎申ニ書付でけずとも段々延引ニ相成候事故木ハ売捌候様申故売候事 尤再応つめ合候由申候所左様ニハ申さんト申双方無証抛故致方もなく何分一同了簡ハ書付出来候上売捌可被致申ニ而も趣申故書付之もやうニ依而致遣シ候間先案紙持参可致申 中飯後案紙認メ持参致候所是迄掛ケ合之趣とハ存外之案紙ゆへ同日夕飯後十郎右衛門方ニ而右惣代之者へケ様之書付てけぬ趣申 右案紙之内ニ心得違杯之文面有之 此方共何も心得違トハ一切不存先々仕来候事ニ候へ共一同和して致さね者不宜ト存以来ハ若無抛立木ニ而も伐払候節者可相談致今朝も申置候 わひヶ間敷心得違杯之文面之書付ハ出来ぬ趣申置候 たゞ以来立木ニ而も伐候節者及相談のミの書付ならハ致遣なれとケ様之書付ハ決而出来ぬ趣返答致其後故障申者一千度当家相勤候中間十九人内十疋人下方八人上方右上方之者へ得ト相尋候所此義一同相談致候所以来朔幣座ッ木ヲ伐候節ハ相談ニおよひ候様申され候ハ、それニ而宜ク候間右倒木式本早ク売捌片付られ候様申相談ニ間違なく書

付之事ハ一同相談致候事無之右之申マヤ(符字カ)シタ事ヲ申さんと申も相分り此儀者両三人たくミの有者之わさマヤニ而有之候
 一六日一千度当家外上方百性マヤ十五人へ庄屋年寄マヤ氏神并ニ宮寺妙法寺之儀者先マヤ朝幣座マヤ取斗マヤ来り候事 在来か
 又ハ新きと思ふか一千度中間マヤ取斗候事有之哉 相尋候所則朝幣座マヤ在来取斗候由申之 印形取置候
 一九日夕飯後一千度当家相勤候中間内上方百性マヤ八人右同様ニ相尋候所一同申ニハ在来取斗候事相違なくと申 右倒木
 売払差留之儀下方も一同相談致候所以来相談之上取斗被致候事ならハ此度之倒木も売捌可被致之旨申候 書付之儀者
 銘々マヤども一向不存候 尤此間一同及相談候節下方上方とも書付之儀者相談不致中ニ申者も有之候得共書付ニハ不及相
 談ニて則伝右衛門十二郎濟口之返答ニ木ヲ売捌可被致申遣候儀ニ御座候 此儀下方之内ニ両三人之斗ニて致候事 此
 方共ハ案紙之義マヤ一切不存ト申返答併左様之訳ケ合ニ候ハ、何卒和談ニて相済候様致度下方へ掛ケ合御返事可申帰り
 一十四日右上方八人之者返事ニ参り申ニ下方ト掛ケ合候処和談調かたく銘々共ハ了簡違候間此上ハ一千度仲間上方八
 人ハ断申除申候 以来氏神儀御相談候被下候マヤ(符字カ)ニハ及マヤず何も申分無之朔幣座マヤ御取斗被成候事少も故障無御座趣申 右
 之趣ならハ書付ニて印形致差出シ候様申入候所いかマヤ応マヤ之義有之候とも書付印形之義者不致趣返答致 尤書付ニハ及マヤず
 御尋有之節ハ御公儀様何方迄も罷出直ニ申訳可致候趣申候故御公儀様へ出申訳致存念ならハ書付ニハ及マヤず此方共ハ御
 公儀様へ出シ候マヤいとマヤひ申義ニて右相違なき趣印形致庄屋年寄迄遣し候へハ御公儀様へ出るニ及マヤすと申聞候へとも何
 分書付之儀者不致趣申候

右之通之手続書四月廿三日重郎右衛門持参出版

△此印マヤ〇此印迄書上ケ之手続書ニ除之

これによれば、事件の発端は、文化四年十月十二日高浜村上方庄屋勝之助・年寄重郎・右衛門・百姓源左衛門——右三人（尤も先年までは四人であったが一人は株絶えたので当時三人）が朔幣座を構成し（庄屋勝之助は神主役を兼ねている）、『先規仕来り通氏神井境内共万事差配』してきたというその先規仕来りにもとづき、同年九月十七日の大風雨で吹倒れた倒木を処分しようとして、政二郎へ売渡す契約が成立したその時点に遡る。

文化四年十一月九日、倒木を買取った政二郎が木を伐かけようとしたところ、高浜村下方吉右衛門長兵衛・伝右衛門・十二郎の四人が一千度当家仲間（下方百姓十一人・上方百姓八人・合計十九人を以て構成する——毎年正月廿五日神事を勤める——その黒幕は下方庄屋源兵衛である）を代表して、倒木伐採の中止を申入れた。そして、朔幣座三人に対し、右四人が一千度当家仲間の惣代として面会を申入れたのであるが、年貢方村勘定のため多忙であるので、その時期を春まで延期しようとして申合わせたのである。

文化五年二月五日、上方年寄重郎・右衛門方にて最初の面会が行なわれたが、これを『引合』と称しているが、この『引合』が小早川欣吾氏の所謂「訴訟当事者の訴訟提起以前に於ける引合行為」であることは、明白であろう（この点について小早川氏は「我近世訴訟手続の一特徴は町村役人が広範な訴訟和解権を有した点に在る。即ち近世社会は家族団体を中核とする共同団体的体制を採つて形成されてゐたので、団体内部に於ける自治制度は其機能を極度に發揮し得、自治統制は国家行政の一部を担当するものとして黙認されてゐたのであつた。此の点に關しては、何れ詳細に検討を了し度いと考へてゐるが、我近世社会の特殊的性格は実に此の構成の仕方に存するのであり、此の構成の紐帯は封建的な家族主義的思想であつた。故に当時の司法制度の、結果に於て、補助的制度として、訴訟に対する和解若くは仲裁は頗る發達してゐたのである。」——「近世民事訴訟制度の研究」一七三頁——氏の所謂町村の共同団体的体制が町村の自治的裁判権を剝奪した権力の重圧下に擬制された共同団体的体制に

すぎないこと、刑事的強制を以て威嚇された和解を単なる司法制度の補助的制度に限定することの不当なることは、既に論述した。氏神の神木を朔幣座三人が一千度当家仲間と相談もなく我儘に売払ったという行為に対する抗議が、一千度当家仲間間の惣代四人から出されている。また、文化二年倒木が出た時、それ以後の神木の処分については『及相談ニ候相対』があった筈であるとの抗議も出されているが、この点については双方の言分にくい違がある。朔幣座よりは、『此方とも我意ヲ申もあしく一同和しねハ不立存』という理由により、『無抛入用之儀ニ付立木ニ而も伐候節者相談ニ及候由』を回答した。これについて反応がないので催促したところ、文化五年四月朔日、一千度当家仲間惣代として今後間違なき様一筆書いてくれということ、もし書付を出さないなら、『村方評儀』にしてくれとの申入があった。——『村方評儀』がかかる問題を審議する機関として考察されようとしている点は、注目に値する。ただし、この『村方評儀』が一千度当家仲間と深い関連があり、したがってその黒幕に下方庄屋源兵衛がいることは、容易に推測される。これに対し、朔幣座よりは、『村方評儀』については、こちらからかける理由はないとして拒否している。これによって右『村方評儀』への提案の権限が庄屋年寄といった村役人であったことを推定しうる。書付については追々相談之上返答するが、倒木については、早く処分する必要があるので、『政二郎へ倒木式本にて六拾匁ニ売渡』した。

四月四日、一千度当家仲間惣代より、書付もできない内に木を処分してしまったことについて抗議があったが、その点については既に了承があった筈だとし、見解が対立したが、『無証抛故』致方もなく、要するに書付の件が中心であるとして、一千度当家仲間より書付の案紙を作成するよう回答した。同日中飯後、その案紙を持参してきたが、右案紙の内に、『心得違杯の文面』があるので、朔幣座としては、何も心得違とは一切考えておらず仕来り通りのこと

をしたにすぎず、『わひヶ間敷心得違杯之文面之書付』はできない旨、回答した。尤も立木でも忒る場合には相談するといふ程度の書付ならば、書いてもよいと回答したのである。なお、書付の件について、一千度当家仲間中上方に属する八人のものに尋ねたところ、知らないといふことであるので、書付をするよう申入れたことは、一千度当家仲間惣代三人のものみの『たくみの有者之わさ』であることが判明したのである。——上方の庄屋・年寄が上方の百姓の意思の統一について配慮していることを知ることができる。この点は、四月六日の記録によっても、明白である。すなわち、それには、一千度当家仲間に入っていない上方百姓十五人より、氏神并に宮寺妙法寺の儀は、朔幣座が『在来』より取斗ってきたことについて、『印形取置』とあるからである。

四月十四日、それまで一千度当家仲間の方のものに『和談』の交渉を行なっていた一千度当家仲間の方のものより、『和談』不調に終ったことの報告があり、上方百姓一千度当家仲間八人のものに、一千度当家外百姓十五人がしたと同じように朔幣座が『在来』より取斗ってきたことについて、『印形取置』件について働きかけたが、どうしても承知しなかった。

この日の記録の末尾に、『右之通之手続書四月廿三日重郎右衛門持参出坂』とあるので、既にこの段階において、在番の地頭に報告書——手続書を提出していたことが、判明する。それにつづき『△此印々○此印迄書上ヶ之手続書ニ除之』とあるので、これ以降○印までの記録は、手続書之覚扣にのみあり、以下、地頭に提出する手続書——書上ヶ之手続書からは、削除したことを知ることができる。

殿様御在番被為有候ニ付右手続書通奉申上相伺候所 先方々望一札差遣候義ハ無用且此方百姓共之内八人氏神并宮寺

妙法寺取斗朝幣座之者共々仕来り無相違申之 右書附ノ調印庄屋年寄共へ差出し候義相断由且取斗在来か新規之訳書付差出セ可申旨則庄屋年寄へ被爲仰付候 尤申付し書付違背候ハ、其段認させ取之候様十郎右衛門へ被仰付候

一廿五日夜飯後上方一千度仲間八人ヲ寄セ勝之助十郎右衛門立合申聞候ニハ氏神倒木去年以来手続書ヲ以御届相伺候所此方様百性之内十六人ハ氏神并宮寺万夏取斗朝幣座講中々仕来り無相違趣書付庄屋年寄迄差出し残八人之者共取斗仕来候得共書付差出し候義ハ不承知申之段申上候所殿様御百性之内申口相揃不申依之是悲仕来りか新規之訳書付庄屋年寄宛ニ而取之可申旨被爲仰付候間先達而申聞候通取斗新古訳相認可差出旨申渡し候所引退申談シ可申尤明廿六日夜飯後書付持参候様申渡し

一廿七日期飯後一千度当家仲間上方八人之者々昨晚書付持参申旨十郎右衛門申聞持参披見候所御尋趣意相分り不申ニ又談 今夕右書付持参又兵衛仁左衛門呼申談候旨申置

一廿七日夜飯後勝之助十郎右衛門立合又兵衛仁左衛門呼昨夕十郎右衛門方迄差出し候書付ニ而ハ御尋趣意相分り不申相分り候様認直し早々差出し可申旨尤右書付通々認差出し候義不承知候ハ、其段相認差出し可申成共両用相心得候様申渡し 右兩人へ内々ニ而氏神并宮寺妙法寺往古々朝幣座講中々取斗仕来り訳申聞置候 只今被申聞候趣不奉存候ニ付残り六人之者へも得ト申聞セ候由申之引取申候

一廿九日夜飯後又兵衛喜右衛門参候 勝之介十郎右衛門立合 此間被申聞候書付之儀八人之者所存通ニ御座候得者尤朝幣講中々從往古取斗仕来りト申事元来不存事故御尋之儀ニ御座候得共難申上取斗元来御尋候而ハ無之氏神并宮寺妙法寺共取斗聞伝及見所仕来りトカ新規トカ片付書付可差出旨申聞候所 然者残り之者御呼右之段御申聞被下度申之ニ付其方兩人八人之惣代トシテ書付等持参ニ付前段申聞候通此度御尋趣意相分り候様書付差出し可申是悲先達而差出し

候書付認直し出来不申事ニ候得者其段別紙ニ書付差出し可申旨申渡ス

一五月三日惣代兩人ノ何れトモ申不参ニ付朝飯後呼差遣庄屋年寄立合又兵衛仁左衛門参り申候ニハ此間被申聞候御尋之御趣意不相分候故書付認替之儀申聞候得共私共所存通者先達而書付通ニ御座候得者認替ハ決而不致旨八人之者申候間押而差出し置し書付ニ而御差出し可被下ト申之ニ付再三申聞候趣不聞入是悲差出可申段申出候ハ、村役人得ト勘弁之上取斗可申段申置

一三日昼飯後右八人之内次兵衛磯七助右衛門六兵衛呼 庄屋年寄立合之上此間ハ八人為惣代仁左衛門又兵衛書付差出し候得共御尋之御趣意通不相分ニ付相分り候様認替可差出再三申聞候得共押而右書付通ニ而差出し候様一統申候趣定而印形致置候事故承知之事ニ候ヘ共御尋之御趣意不相分事ヲ申上候義も庄屋年寄不取斗ニ相成候ニ付御尋之御趣意通不相分候而ハ御糺若長引候而ハ其方ハ勿論村役人ニも時節柄困入候事故御尋之御趣意相分り候様書付認替候様申候所一六兵衛助右衛門申候ニ得ト勘弁仕候間今夕返答延引申之候

一次兵衛磯七ハ先達而差出し置候通書付通ニ而御差上可被下ト猶又申之ニ付然者書付認替再三申聞候得共不承知之旨申口印形致可申申渡

一磯七義者七兵衛名前人ニ候得者押而右書付通申立候ハ、名前人七兵衛差出印形為致候様申渡ス

一同日七ツ時次兵衛七兵衛参り先刻被仰聞候御請印之儀得ト勘弁仕候間暫ク延引申来り然者明日中何れト成共申出候様申渡ス

一同夕飯後又兵衛喜右衛門仁左衛門市右衛門呼 御尋趣意相分り候様書付認直し再三申聞候得共差出し候書附通ニ而押而差上呉候様申之ニ付再三又兵衛喜右衛門ヘ一同不承知書付認替難致申候趣書付印形取之可申聞候所右四人共十郎

右衛門方へ参り段々申談候上然者御尋御趣意相分り候様書付認直し可申間案文十郎右衛門へ相頼候由十郎右衛門参り申聞候ニ付依之案文認明日十郎右衛門迄差出候様申談候事 尤六兵衛助右衛門次兵衛同様ニ申之候由を十郎右衛門申聞候

一四日夕右案紙認十郎右衛門方へ差遣申 尤八人々差出候書付手続御趣意相認候事

一同夕方十郎右衛門入来 先刻案文ニ而者当り障りも有之且御尋之趣意斗手短ク認呉候様申之ニ付申談前文ヲ拔キ先朝幣講中マ取斗仕来り無相違外取斗之義者一切承伝も無之趣斗認案紙十郎右衛門へ差遣申候

一六日朝飯後案紙通八人々連印ニ而書付認十郎右衛門迄差出し候旨ニ而書付持参 先達而差出し候書付控置本紙十郎右衛門相渡し八人之者へ差戻し候様申候

一十郎右衛門源左衛門勝之介立合 上方者片寄り候ニ付今夕下方一千度中間へ先達而差越候我儘心得違之書付ハ差遣候事難相成尤以来神木無扱伐マ候節ハ一統為参マ服マの短マ手マカ一千度当家仲間へ可為相談書付ならハ差遣 依之氏神倒木従往古取斗朝幣講中マ売払候仕来りニ付彼是故障申立候共仕来り故売払片付候間其段及面談候趣初発参り候吉右衛門長兵衛十兵衛伝右衛門十郎右衛門方へ呼ニ遣可申談候間申談候事

一右之段申合置候所九ツ過上牧甚藏源左衛門方へ参入 承り候得者御村方氏神倒木ニ付彼是御掛ケ合有之趣只今源兵衛方へ参り委細承り只今ニ而ハ以来神木伐払之節書付一条事ト源兵衛被申聞候是茂書取ニ而如何様共可相成事ト被存候御挨拶申相濟候様事ニ候ハ、取暖申度迎茂事濟無之義ニ候ハ、書状ニ而御申越事濟茂出来形御所存候ハ、明七日昼飯後参り御掛合可申此段源左衛門へ内々被申聞候旨夕飯後十郎右衛門勝之介へ申談有之

一七日朝飯後源左十郎勝立合 昨日甚藏被申聞候趣申談内々被申聞候事ニ候へ者残兩人へも申談候所一件御挨拶被下

度被申聞此段先前々此方共三人ニ而万更取斗仕来り候事ニ候得共此度倒木壳払ニ付新規ニ故障有之先方任望氏神之事ニ候得者一統為參腹是迄何事ニよらず為相談候仕来り無之候得共以來神木伐払之節及相談候上取斗可申趣者先方へ申聞置候 是外ニ此方々致方ハ無之候 尤右之通書付呉候様申之ニ付是も承知ニ御座候間右之通迄ト被成御取暖被下事濟之義ニ御座候ハ、乍御苦勞御挨拶被下度今朝飯後源左衛門甚藏方へ參り被相談候様申談候事

一同日ハツ過上牧甚藏十郎右衛門方入来 十郎右衛門勝之助立合 及面会候所甚藏被申聞候ニハ今朝源左殿御出被申聞候趣承知 事濟不事濟段如何様候得共以來神木伐払之節先方へ及相談書付思召通御認被遣候而先方存寄も承度候段被申聞候ニ付相談迄朝幣座々差遣候覚書下書甚藏へ相渡申候 尤控有之 然者右之通先方へ申達つなく内ニ猶又可及御面会由申引取被申候事

一十日上牧甚藏々書面下方々為持来ル 明十一日朝飯後得申上度儀有之候間參り候様申来候

一十一日朝飯後上牧甚藏方へ源左衛門參り申候所先日書付案紙源兵衛方へ見セ候所此方々好之案紙是々者認替出来不申段申越少之事ハ差略致可申候間御申談可被成ト申聞候ニ付源左衛門答ニハ此案紙通ニ而者如何被存候得共残り兩人へ相談之上返答可申旨申案紙持帰り申談候所右書付趣意相違ニ付右案文通者辻茂不承知候得者源左衛門方々明十二日ニ而も不承知之趣尤前以々申入置候通之此方趣意道理ニ而御取暖被下度申遣候答ニ申談候事 尤案紙写置

一六月十九日夕飯後十郎右衛門方へ下方一千度中間惣代長兵衛吉右衛門重治郎伝右衛門呼 源左衛門十郎右衛門勝之助立合 去冬以來引合有之氏神倒木式本先々仕来り通壳払片付候間右之段申達し候趣申聞候所猶又只今被申聞候趣一統へ申聞候由申之引取申候

○此印迄ぬく

△印より○印迄の書上ケ之手続書から削除した部分には、いづれ訴訟になるであろうことを予測した被告側——朔幣座（高浜村上組庄屋西田勝之助西田半右衛門と年寄重郎右衛門がこの手続書之覚控の筆者である）、が地頭との連絡をとり、地頭の権威を功妙に利用しながら上方百姓の意思統一をはかったことが、記録されている。それは、同時に、一千度当家仲間を分断する政策をも意味したのである。

すなわち、四月廿五日の項には、『御百性之内申口相揃不申』ということを問題とする地頭の意向を伝え、上方中一千度当家仲間に加している八人のものに、仕来りか新規かを明記した書付を庄屋年寄に出すべき旨を達している。ところが、廿七日、右八人を代表して又兵衛仁左衛門が持参した書付を披見すると、地頭の『御尋趣意』がわかっていないので、書直しを命じている。廿九日には、『朔幣講々従往古取斗仕来りと申事元来不存事』であるから、書直しはできない旨、返答している。それに対し、庄屋年寄側は、書直しができない旨を別紙に書付差出すよう申渡している。

五月三日、右八人に更に督促しているが、『先達而書付通』であることを繰返すのみで、書直しもしなければ、別紙も出さない。それで、同日昼飯後、地頭の『御尋之御趣意』がわからないということであれば、庄屋年寄の『不取斗』になり、地頭の『御札』が長引く可能性がある。『御札』が長引けば、右八人のものはもちろん、村役人にとっても、時節柄困った事態となるであろうから、やはり書直しを命じている。それでもなお、次兵衛磯七は、先達て差出した書付通に地頭に差上げてくれと申すので、『認替再三申聞候得共不承知之旨申口』について印形をおすべきことを申渡している。村役人の指示について不承知である旨の印形をとることを申渡しているのである。これが決め手となって事態は一変し、書直しの案文を年寄重郎右衛門に依頼している。その案文は、一紙文書として残っており、

次のようである。

一札之夏

一去卯九月十七日大風ニ而当村氏神松木式本吹倒レ朔幣座講中ノ売払ニ付一千度相勤候中間ノ故障申立彼是応对在之以來神木売払之節者一千度相勤候中間ヘ及相談候様申候ニ付先前ノ何方ヘも無相談朔幣座講中ノ取斗仕来リニ候得共氏神夏故一統為氣抜以來無抛神木売払之節者一千度相勤候中間ヘ及相談取斗在之趣朔幣座講中ノ申聞候ニ付然者此度倒木朔幣座講中ノ売払候共申分無之申談双方承知之所其後一千度相勤候中間之内鈴木清右衛門様御百性ノ朔幣座講中ヘ右倒木売払之段我儘心得違証文差遣候様申之ニ付入組之村方故銘々例年正月廿五日一千度相勤候中間ニ御座候ニ付申立候故障并倒木売払我儘心得違書附等同意ニ候哉 尤先前ノ氏神并宮寺妙法寺之儀者朔幣座講中ノ万夏取斗仕来り候哉 又者一千度中間ノ取斗候儀在之哉 庄屋年寄中ノ被相尋朔幣座講中ノ取斗仕来りニ御座候 併取斗元来之子細者不存候得共承り伝及見聞候所無相違段申答候所其段書附庄屋年寄中ヘ差出候様被申聞候得共書附之儀者不承知之旨申候 鈴木清右衛門様御百性之内一千度相勤候中間之者共ト銘々共存寄相違ニ付論談ニ相成候ニ付一千度中間ヲ断引退候得者倒木ニ付掛リ合無御座候 氏神倒木一件 御地頭様江庄屋年寄中ノ御届ケ被相伺候所氏神并宮寺妙法寺取斗先前ノ朔幣座講中ノ仕来りニ候哉 新規ニ候哉 右之訳ケ庄屋年寄中迄書附差出シ候様被為仰付候段被申渡奉畏候此段 前文申候通氏神并宮寺妙法寺之儀者朔幣座講中ノ万夏取斗先前ノ仕来りニ承り伝及見聞候所相違無之ニ付此度倒木朔幣座講中ノ売払候共申分無之候

右之通相違無御座候 以上

文化五年辰五月四日

市右衛門

又兵衛

仁左衛門

喜右衛門

六兵衛

治兵衛

七兵衛

助右衛門

庄屋 勝之助殿

年寄 重郎右衛門殿

五月四日八人之者、先達而差出候書付ニ而御尋之趣意不相分認直し 被申渡何連所存通相認差出し置候得者押而認印不承知之段申候得者得ト引退勘弁仕候所先案紙認候ていか様十郎右衛門迄相頼ニ付右之通認直し候所右文談ニ而当り障りも有之ニ付取斗仕来りか新規カ御尋斗ニ相認具候様申之ニ付前文抜キ印形書付之通認遣し候所五月六日連印書付持参也

右一紙文書の末尾にある『右文談ニ而當り障りも有之ニ付取斗仕来りか新規カ御尋斗ニ相認呉候様申之ニ付前文抜キ印形書付之通認遣し候所五月六日連印書付持参也』という文は、手続書之覚扣の『一同〔五月四日〕夕方十郎右衛門入来 先刻案文ニ而者當り障りも有之且御尋之趣意斗手短ク誤呉候様申之ニ付申談前文ヲ抜キ先前朝幣講中斗取斗仕来り無相違外取斗之義者一切承伝も無之趣斗認案紙十郎右衛門へ差遣申候 一六日朝飯後案紙通八人斗連印ニ而書付認十郎右衛門迄差出し候旨ニ而書付持参 先達而差出し候書付控置本紙十郎右衛門相渡し八人之者へ差戻し候様申候』とある文と全く符合する。

このように、上方百姓の意思統一を強行しているのは、いづれ訴訟になるであろうことを予測してのことと思われる。

したがって、五月六日以後、上牧甚蔵が内済への扱人としてなした努力は、極めて形式的なもの、と觀察されるのである。上牧甚蔵が扱人として行動したことに關する記録が書上ケ之手続書から削除されているのも、それを明証するといつてよい。

このように一千度当家仲間上方の八人から一札をとり上方百姓の意思統一が結成され——それは一千度当家仲間に対する分断政策を意味する——、地頭の了承をえた後に、五月六日、改めて一千度当家仲間惣代(下方)へ、我儘心得違之書付は差遣わざないこと、もっとも今後神木をやむをえず伐払う時に一千度当家仲間へ相談するという程度の書付なら差遣わしてもよいことを、申談している。両者の対立は、決定的となったといつてよい。既に指摘したように、この決定的となった時点の後に、上牧甚蔵の扱人としての行動がはじまる。甚蔵は、一千度当家仲間惣代の黒幕である下方庄屋源兵衛の指示によって動いている。それは、五月六日から同十一日までの六日間の行動として記録されて

いる。極めて短期間であり、その行動の意義は、両者の見解をしるした書付——案紙の交換の斡旋に尽きる、といつてよい。争点を明確にするという役割に限定されている、といつてよい。高浜村の豪農たちが、裁判外の内済という途をとらなかつたことは、明白である。結局、内済というワクにはめこまれるとしても、裁判上の内済という途を固執している点に、注目すべきである。これは、高浜村が自治制の遺風を濃厚に残しているという事実と必然的に関連する。

一閏六月四日四ツ時重郎右衛門方へ吉右衛門参り氏神倒木之儀ニ付三人へ及面会度由申参り候ニ付重郎右衛門申ニハ右倒レ木之儀者先月十九日其方へ先々仕来り通売払片付可申旨申入候間右ニ而相片付有之ト存候 併及面会度候ハ、其趣外式人之衆中へ申聞候 若哉差支有之哉相知レ不申候間中飯後ニ而も差支無之候ハ、其方へ沙汰可致旨申之候所引取申候 中飯後十郎右衛門右之趣被申聞候 三人源左衛門方へ相揃源左衛門方々三人源左衛門方ニ相揃候間可参旨吉右衛門方へ申遣シ候所源兵衛長兵衛吉右衛門伝右衛門十次郎参り源兵衛申ニハ氏神木之儀ニ付御引合ニ参り申候先日長兵衛伝右衛門吉右衛門十二郎へ三人衆々氏神倒木仕来り通急々相片付候間其段申達シ候趣被申聞候所

○

右四人々返答ニ何レ此方共者惣代之事故先引取一同へ申聞候趣申之候へ者左候へ者急々返事可致段ニ申置候而今日見受候ハ、拙之者木ヲ切居候ニ付未何とも引合埒明キ不申木ヲ切ルハ如何致候事ニて候哉ト拙之者へ申候所此方ハ何も
不存候 申分有之ハ売主三人之衆へ引合可申候旨申之ニ先躰如何致候事ニ而三人衆々我儘ニ氏神立木ヲ売払候哉 如何様之訳ケニ而睨ト致候証故でも有之候ニ而被成候事哉 且又氏神境内之地面々年貢上納有之哉ト申候ニ付三人々返

答ニ何も立木ニ而も無之去卯九月十七日大風ニ而吹倒木ニ而勿論立木者植度候得共中々立木本ニ而も切了簡無之候 勿論地面者除地ニ而年貢上納無之如何様之訳ケニ而万事取斗仕来り候哉 其訳ケ者不存候得共右後々帳面ニ随分倒木枯木等売払候事者度々有之其節抔も何方々も何も申分無之何も此度之倒木ニ限り此方々売払候儀ニ者無之ト申候所左候へ者其方達々先々々売払候代銀者如何相成候哉ト申ニ付其代銀者御宮破損又者御屋禰修覆等ニ相用尤帳面ニ委ク有之ト申候へ者何レ三百七拾石之除地ニ有之候立木ヲ我儘ニ切取代銀ヲふところへたくし込抔ト悪口申聞候ニ付源左衛門大ニいかり源兵衛ト彼是申論シ源兵衛申ニ何レ下ニ而者不相分故御上へ御願可申段申之ニ付勝手ニ可致旨申答候 右之通ニ而五人共帰り申候

一閏六月十二日右一件ニ付源兵衛喜平治吉右衛門出坂 同十三日出願之所願下ケ之由

一同十六日右一件ニ付源兵衛重次郎吉右衛門出坂 十七日出願之所願ケ之由

閏六月四日の項には、氏神倒木を杣之者が切ってしまったので、双方の間に口論が行なわれたことを記録している。朔幣座の論拠は、古来の『仕来り』であり、その仕来りを証明するところの倒木枯木等を売払った記録が存することにあるが、仕来りの理論的理由については、『其訳ケ者不存候』としている。それに対し、下方庄屋源兵衛、一千度当家仲間惣代は、仕来りの理論的理由を執拗に求めている。というのは、源兵衛以下のものは、氏神境内之地面が『三百七拾石之除地』である点に特別の関心をはらっているからである。除地たる氏神境内之地面に朔幣座——三人之衆の『万事取斗仕来り』などは成立しえないとする論拠に立っている。宗教法人に関する一の理論を展開しているといつてよい。源兵衛以下のものの右の論拠は、審理においても一貫してつらぬかれている。したがって、除地の倒

木を三人之衆が独断で処分したことは、『我儘ニ切取代銀ヲふところへたくし込』——横領——行為に該当する、とするのである。

そこで源兵衛一千度当家仲間惣代は出訴にふみぎり『何レ下ニ而者不相分故御上へ御願可申段』ということになったのであるが、朔幣座——三人之衆としては予測の上のことであるから、『勝手ニ可致旨申答候』ということになったのである。

閏六月十三日出願するも願下ケとなり、同十七日出願するもまた、願下ケとなっている。漸く同二五日『御裏印ニ相成』っており、出訴の条件が厳格であったことを推定しうる。

一同廿四日右一件ニ付源兵衛長兵衛伝右衛門出坂 廿五日出願候所御裏印ニ相成 同廿七日申上刻御裏印下方々喜平治伝右衛門持参 此方三人之印形致シ請取差遣シ候事

一同廿九日上方頭百性寄セ七氏神倒木一件下方々願上候ニ付一昨廿七日願方々御裏印持参 依之差添被為仰付候間頭百性之内順番ニ致可罷出旨申渡 此度ハ六兵衛罷出候様申渡候

一閏六月晦日源左衛門勝之助十郎右衛門御裏印願書持陸出坂 七ツ時着 旅宿樋ヤ十兵衛方へ参り

一同朔日返答書十兵衛談申 銘々思ク案文之趣意ヲ以十兵衛つゝり呉本紙相認 翌二日差日ニ付対決可致積 同日七

ツ時差添六兵衛○罷下り

一同二日未明ニ願方旅宿樋ヤ弥兵衛方へ十郎右衛門参り願方年寄喜平次掛合 只今御役所様へてん合ニ参り候様申候所源兵未下り不申私共ハ昨七ツ時分ニ下り源兵衛ハ娘不幸ニ付今朝七ツ立陸にて参り若しばらく待呉候様申故五ツ時

迄見合又々掛合候処未下り不申由何れ源兵衛下り候間相待呉候様申 四ツ時分晝平次参り只今長兵衛参り源兵衛病氣ニ付長兵衛代対決致候趣申越候処最早刻限延引致候間刻限切之御断致呉候様相頼候ニ付御断書ニ調印致差出候処次之御用日五日ニ無相違可罷出旨被仰渡御役所九ツ時ニ相濟 夫々四人とも陸にて帰村

一三日六兵衛呼遣し差添之所名前替り候而ハ悪敷明四日差添も相勤候様申渡ス

一七月四日四ツ時分勝之助源左衛門重郎右衛門并差添頭百性六兵衛右四人御裏印付之願書持参出坂 暮六ツ時旅宿樋ヤ十兵衛方へ着 同晩樋屋吉左衛門方へ参り返答書本紙認相頼手代作兵衛認吳申候

〇

一同五日未明々願方ト同道ニ而御月番東御番所惣代部屋へ参り対決之懸合相濟旅宿へ帰り支度致五ツ時留りへ罷出居候所無程双方御呼出シ有之御前へ罷出御裏印付之願書并返答書相手方々差出し候所目安方与力衆右返答書御読被成候所御奉行様被為仰渡候者願方之者相手方々右之通返答致出候ト被為仰聞候所願方申上候者高浜村之儀者入組ニ而村高三百七十石之村方ニ御座候 尤右氏神境内之儀者右村高三百七十石之除地ニ御座候 且又右氏神ニ古来々一千度座ト申株百性之者立合正月廿五日神夏世話致来り尤右氏神之儀者右一千度座々勸請仕候儀ニ御座候 此度之相手三人之者共儀茂先年ハ一千度座中ニ御座候所当時者座も引退罷在候 然ル所去外十一月相手三人之者共頭取境内之立木我儘ニ伐り荒シ候ニ付段々掛ヶ合候所朔幣座之仕来り扨ト無躰ヲ申取敢不申候 何卒以後境内ヲ我儘ニ伐り荒シ不申様被為仰付候旨願方々申上候所御奉行様被為仰聞候者願方々右之通ト答候 相手方之者如何ト御尋被為成候ニ付相手方々申上候者返答書ニ申上候通元来高浜村之儀者一領之村方ニ御座候所百三十二ヶ年已前鈴木淡路守殿之節御分地ニ相成入組ニ御座候 尤氏神并境内差配之儀者朔幣座ト唱私共三人外ニ壱人都合四人ニ而往古々万萬夏差配仕来り罷在

候所者人者先年株絶仕当時私共三人ノ先規仕来り通差配仕罷在候 且又右朔幣座三人之外ニ一百度当家中間ト唱無株株百性入組ニ而鈴木清右衛門様百性十人鈴木清藏殿百性八人当時都合中間十九人御座候 然ル所去卯九月十七日大風ニ而境内之松木吹折者本倒レ木者本都合式本出来ニ付私共三人ノ任先例取斗仕候所右一百度当家中間十九人之共ノ彼是故障申聞候ニ付鈴木清藏殿百性八人之者共儀者同領之事故私共ノ地頭所ヘ相伺候所御調之上右八之者共儀者氏神之儀者往古ノ万事朔幣ノ差配仕来りニ相違無之旨申之ニ付一札取置罷在候 然ル所此度願方ノ申上候者我儘ニ立木ヲ伐り取境内ヲ荒ス抔ト申立御願奉申上候得共全立木伐り取境内ヲ荒シ候儀ニ而者一切無御座候 尤先年ノ枯木折木倒木等度々御座候 其節も私共ノ売払候 則右代銀附之帳面所持仕罷在候旨申上候所御奉行様願方ヘ被為仰聞候者相手方ノ申候者立木ニ而者無之吹折倒木都合式本ト申之願方之者如何ト御尋被為成候所願方ノ申上候者立木者立木雜木式本吹折者本都合四本ニ御座候ト申之ニ付左候ハ、其吹木ヲ其儘差置ニ而如何致候哉 以来迎も枯木折木倒木者出来致間敷ものニ而も無之其木ヲ其儘差置候而も無益之事候ト被為仰聞候所願方ノ申上候者其節者村方一統相談之上可仕事ニて不苦大躰三人之者共ノ村方之氏神ヲ我儘ニ致ニ而者難相濟旨申上候所 御奉行様願方ヘ被仰聞 左候ハ、元来右氏神之世話何方ノ致来候哉 御尋被成候処願方ノ申上候ハ社方世話ハ相手三人者共ノ致来候旨申上候処 御奉行様被仰聞候ハ先躰何国村方ニ而も氏神無之村ハ無之候 縦令廿ヶ村卅ヶ村氏子有之氏神ニ而も世話致候者ハ三人か五人ニ而も氏子中打寄世話致候者ニ而無之相手方者共ノ社方世話致来候ハ、境内同様之事候間其儀ヲ彼是申儀ニハ無之何れ役所ニおいて相糺可申候 被仰付候ニ付対決相濟直様寺所御役所ヘ罷出候処御掛り磯矢与市兵衛様世田藤四郎様御出役ニ而願方ノ差出候願書被成御覽被成被仰聞候ハ願方ノ高浜村氏神ハ惣村持と書出し候得共村持之道理ニ而ハ無之先年寺社御改有之節ノ御記録ニ高浜村氏神武内社神主役半右衛門十郎右衛門太右衛門治兵衛右四人ノ月番持ニ致神主役相勤

当月治兵衛月番と有之薬師堂妙法寺是も右四人ノ燈明等差配致有之 左候ハ、村持ニ而ハ無之と被仰聞候処願方ノ申上候 高浜村ハ元来一領之村方ニ御座候 其節相手方之庄屋方ニ而支配仕罷在候ニ付庄屋役相勤候得ハ氏神之義も一躰ニ世話致居ニ付先年御改之節書上候事と存其後延宝五巳年御分地ニ相成當時ニ而ハ入組ニ御座候と申上候処世田様被仰聞候ハ先年寺社御改延宝九年御分地ハ延宝五年と有之 左候ハ、御改之節書上候事且又願書ニハ木数四本と有之返答書ニハ吹折倒木式本と有之木数も違候様被仰聞候ニ付相手方ノ申上候ハ去知ノ九月十七日大風ニ而吹折倒木式本出来ニ付相手三人ノ仕来通り取斗仕候 尤立木ニ而ハ無之段申上候処願方ノ申上候ハ先年も両度右躰伐取候ニ付差押候処以来我儘伐取申間敷旨申之 又候此度も我儘伐取候ニ付差押以来境内之竹木下草ニ至迄伐取申間敷与一札差越候様申候得共一向取敢不申仕来抔と不躰之儀申之ニ付此儘差置候而ハ境内ヲ追々伐荒候旨申上候ニ付相手方ノ申上候ハ願方ノ先年両度も右躰之所ヲ差押候処以来伐取申間敷旨相手ノ願方へ申答候旨申上候得共往古ノ枯木倒木出来之節私共取斗仕候得共故障無御座壳申候 勿論願方者境内竹木伐取申間敷抔と申答之儀ハ一切無御座と申上候処世田様願方へ被仰聞候ハ相手方ノ右躰之儀ハ無之旨申之併先年差押候節相手方ノ以来境内竹木伐取申間敷趣之一札ニ而も取置候哉 御尋被成候処一札無之段申上候 且又此度願方ノ伐取候トハ立木尅本雜木式本吹折尅本都合四本伐取候旨申上候ニ付相手方ノ申上候ハ吹折木倒木都合式本ニ而立木雜木ヲ伐取候ギ無之段申上候処願方ノ申上候尅本大木ニ而根本ノ尅ノ持迄五間三尺一ノ枝ニテ持申候ニ付立木ニ御座候と申上候処右木数立木折木之御嶺着無之候ニ付願方ノ申上候ハ元来氏神ニ一千度座と申て株百性之者共立合正月廿五日神事相勤申候 右氏神之義ハ右一千度座中ノ勸請仕候御儀ニ御座候 申上候処世田様被仰聞候ハ左候ハ、勸請之訳鏡と有之証拋物ニテも有之哉 御尋被成候処願方ニ証拋物ハ無之段申上候ニ付世田様相手方へ被仰聞候 右之通相糺候処願方ニ何も証拋物無之ニ付此度之公事ハ相手方丸勝ニ

候へ共元来一領之村方ニ而御分地ニ相成候而も御同家成同村成氏神ハ五穀成就ヲ御折被成候ハ其氏神ヲ捨置我之位
情争候而ハ御地頭へ対しも不相濟且又氏神之加護無之てハ一統百性も相立ズ候間何分対談下濟可致と被仰付 尤取暖
人用達樋屋吉右衛門申付候間明六日九ツ時迄対談ニ而下濟可致旨被仰付候ニ付双方奉承旅宿帰り申候

一翌六日用聞樋ヤ吉右衛門手代熊藏取暖被仰付候ニ付右手代熊藏と度々掛合候処対談相調兼候ニ付願方ヨリ日延願度旨
申之ニ付相手ヨリ申答候昨五日御役所ニライて早々対談下濟可致旨被仰付候処へ日延願願申上事ハ難相成夫々も御役所
ヨリ連印致可遣旨被仰渡候ハ、連印致可遣旨申答置候尤差添六兵衛ギハ夜船ニ而帰村

一七日早朝願方ヨリ長兵衛相手方旅宿へ参り何れ日延願願申上候間只今御役所へ罷出候と申参り候ニ付願方同道ニテ御
役所へ罷出願方斗之印形ニ而日延願ノ書付差出候処世田様御覽被成日延願ニハ双方連印無之候而ハ不相濟相手いか
致候事ニ而印形無之哉と御尋ニ付一昨五日被仰渡候ハ早々対談下濟可致旨被仰付候ニ付何卒早々下濟仕度候奉存依之
日延願願申上候ハ恐入候ニ付連印不仕候義御座候 御上ヨリ連印可仕様被仰付候ハ、奉承候 連印仕候 依之○七日ヨリ
十九日迄御日延奉願上候 其節世田様願方へ被仰付候ハ昨日御奉行様此方被仰聞候ハ此度高浜村氏神之出入縦令相手
三人者共ヨリ右伐り取候木ヲ風爐之焼物又ハ茶ノ木ニ致候而も外々彼是申筋ニ而ハ無之且又相手方之者共ニ右之了簡無
之時も願方庄屋源兵衛へ申聞候へ共猶又得と申聞セ候様被仰付候ニ付以来と而も氏神之義ニ付三人ノ者共々差配請問
敷と申了簡有之候而ハ対談相調不申候ニ付其段篤と相心得候様被仰付日延願ハ御聞届有之間得と対談致間違なく共ニ
罷出候様被仰付双方奉承旅宿帰り申候 源左衛門十郎右衛門ギハ同日帰村勝之助義ハ御地頭様御用有之ニ付御残同晩
夜船ニ而帰村

一七月十八日喜平次方へ十郎右衛門参り上方三人明日出坂致候間下方も出坂被致候哉相尋候処下方も三人とも明早々

無間違出坂可致旨喜平次申聞候上

一七月十九日三人出坂 八ツ半時樋屋十兵衛方へ着

一廿日朝飯後樋屋十兵衛と相談之上三人おもはく之対談証文之下書相認則十兵衛右之下書樋屋吉左衛門方へ持参手代熊藏へ見セ右思はく之通りニ而下濟ニ相成候ハ、被扱呉候様三人ヲ申候旨十兵衛被申候之処右思はく之趣ニ而願方へ掛合候之願方ヲ返答ニ右相手方思はく之通ニ而ハ逆も下濟ハ出来不申候 夫とも此後氏神境内之竹木下草ニ至迄○伐取申聞敷との書付出来候ハ、下濟可致と申之趣熊藏ヲ申聞候旨十兵衛申被聞候 依之下濟相不調則熊藏ヲ右之趣寺社方御役所へ申上候ニ付双方共御役所へ罷出候処瀬田様磯矢様御出役ニ而瀬田様仰被聞候ハ如何様之対談ニ而下濟出来不申候哉と御尋ニ付願方ヲ申上候ハ相手方ヲ神主役ハ三人に限り候間社方境内差配候儀ニ付余人ヲ差構申聞敷旨且枯木折木倒木竹之義ハ仕来故三人ヲ勝手次第ニ可伐取立木下草之義ハ伐取候節願方へ相談ニ及取斗旨申候ニ付右牀之義ニ而ハ願方ニ不承知ニ御座候ト申上候処瀬田様被仰候ハ相手方ヲ立木下草伐取候節ハ及相談ト申事ニ候ハ、其趣ニ而下濟可致旨仰被渡候処願方申上候ハ竹なそを伐候ハ、境内荒候間竹も勝手ニ伐取候義ハ不致様仕度段申上候処瀬田様被仰候ハ枯竹哉折竹位を相手三人ヲ伐取候共彼是申義ニ而ハ無之与被仰付候ニ付相手方ヲ申上候ハ竹之義ハ今年ハへ出候ニ付枯竹折竹斗ニ而ハ無御座候 仕来故生竹も年ニ寄候て伐売払可申段申上候処願方ヲ申上候ハ竹之義ハ十四五ヶ年ハへ出候段申上候処瀬田様被仰候ハ其義ハ何レ成とも対談可致旨被仰候ニ付相手方ヲ申上候ハ枯木折木竹之義ハ仕来り通私とも取斗可仕立木下草限伐取候節ハ願方へ及相談取斗可仕旨申上候処瀬田様願方へ被仰候ハ右之通相手方ヲ立木下草伐取候節相談可及旨申候間其趣ニ而対談下濟致候様被仰渡候処願方ヲ申上候ハ枯木折木倒木等候を寄立木義伐取不申与申上候処瀬田様大ニ御立腹ニ而願方ニ其様成さも敷心有之故右牀公事ニ相成相手方ニハ中々

其様成さもしき心無之勿論境内伐荒候了簡ニ而も無之全躰相手方庄屋年若成者故其処を付込はげあ玉ふり廻り目らむ
 いて我意を申且又対談も出来ぬ対談ヲ致セトハ不申弥我意ヲ申つものり候ハ、相しらへ候間願方我意者ニ相成御吟味ニ
 も仰被付思召之しぎニ寄候ハ、先規仕来通り氏神之義ハ万事三人ノ差配可致候旨被仰付候事も可有之哉 其程も相知
 れすかと仰られ候へハ願方一言も無之被仰付候趣を以て対談可仕旨申上候処瀬田様仰られ候ハ相手方ノ右之通申候こ
 そ幸差引之内ニ而可有右之通下済出来候へハ願出候趣意も相立候而下済可致ト被仰付候ニ付奉畏右之趣を以得ト対談
 仕済口御断可申上段申上双方共樋屋吉左衛門へ参り手代熊蔵へ御役所之様子委細申聞候之処其趣ニ而則熊蔵済口御断
 之案紙相認候之処相手方ノ申候ハ猶御役所竹之義ハ下ニ而対談可致旨被仰渡候趣申之ニ付相手方ノ申候者御役所ニお
 りて枯木折木倒木竹之義ハ三人勝手ニ取斗可仕立木下草ニ限り伐取候節ハ此度之願方へ相談ニ可及旨再三申上候処其
 趣ニ而願方対談可致与仰被渡候ニ付竹之義を別ニ対談可致はつ無之段申候処願方申候ハ竹之義ハ別ニ対談可致旨仰被
 渡候ト申之ニ付相手方申候ハ右躰之義を仰被渡候下書ハ一切不承左候ハ、下ニ而相分り不申候故御役所へ罷出御伺申
 可上旨申候処願方申ニ随分御伺可然候 併御役所罷出御伺申上候上又候其様成様子へ不承なぞ与申候而ハ詮なき事ニ
 候間熊蔵付添被呉勝之介無方申候か源兵衛無方申候か御役所ニ而仰被渡候様子聞分呉候様願方ノ申候ニ付熊蔵承知致
 し同道ニ而罷出候御門前迄ハ双方とも罷出御役所へハ相手方ノ勝之助願方ノ吉右衛門兩人ニ熊蔵付添御役所へ罷出
 熊蔵申上候ハ対談も大躰相調候へとも竹之義ニ付願方ニハ竹之義ハ別ニ対談可仕様被仰渡候趣申之相手方ニハ竹之義
 ハ三人ノ仕来通取斗可致はずと申之先刻双方罷出候節如何御仰被渡候哉相伺可上段申上候処瀬田様仰られ候ニハ此度
 の願ニ竹之義ハ無之候与被仰候ニ付熊蔵申上候ニハ願書ニ竹木下草と有之候旨申上候処願書御覽被成願書ニハ往古ノ
 竹木下草ニ至迄伐取候義無之ト有之候得共先刻願方申候ハ竹之義ハ十四五ヶ年以前ノはへ出候趣申之 十四五ヶ年以

前々はへ出候竹を往古々竹木下草ト願書申上候ハ偽り申上候哉ト仰られ候へハ願方一言も無之且又竹も神用等之節入用も在之譬ひ相手三人之者々一本式本づム私用ニ遣ひ樋のおしふちニ致候共外々彼是申義ニ而ハ無之段仰被付候ニ付願方奉畏右之通故対談下濟御断書相認候節願方竹之義ハ一言も不申立木下草ニ限り伐取候節可相談及旨ニ而下濟御断書相認双方連印を以寺社御役所へ差上候所於御前御奉行様仰被聞候ハ高浜村氏神立木伐取出入下濟ニ而双方申分無之か与被為仰聞候ニ付双方申分無之段申上候 寺社御役所ニおゐて右出入下濟ニ而相濟候ニ付濟口証文相認差上候様被仰付奉畏相認双方連印を以奉差上候 依之右出入相濟候衷但下方々願書上方々返答書并下濟御断書濟口証文之写別帳面ニ委ク記之置

閏六月廿五日、三度目の出願に対して裏印が与えられ、同廿七日、裏印を与えられた目安が、下方喜平治伝右衛門によって持参されている。いうまでもなく、当事者送達によるものである。中田薫氏の紹介された「縫殿助在府日記」が原告側の史料であり、「目安御初判御請書」の文言を書留めていないのもそのためであると考えられるが、ここに紹介した手続書覚扣及び右出入一件に関する史料は、被告側の史料であるから、御請書の文言の覚を別帳面に『一大坂御奉行様 御裏印通遣ニ受取申候 以上』としてしるしているのである。

差添は頭百姓の内から順番に出るという方針にもとづき、このたびは六兵衛がすることをきめている。

閏六月晦日、源左衛門勝之助十郎右衛門は、御裏印願書をもって大坂に出、旅宿樋ヤ十兵衛方へ止宿している。これと関係があると推定される樋屋吉左衛門は、大坂の郷宿（公事宿）のことである。

七月朔日の頃に、『銘々思ク案文之趣意ヲ以十兵衛つゝり呉本紙相認』とある点が、重要である。返答書案文の作

成について、庄屋年寄たちが、『案文之趣意』を披瀝しうる能力を有していたこと、郷宿樋屋吉左衛門の役割は右『案文之趣意』を『本紙相認』ということに限定されていたことを看取しうる。(このことについては、滝川政次郎氏の紹介された「秘下会」解題——「大阪の公事宿で編纂せられたと推断せられる、江戸時代の公事訴訟に用いられる、諸書類の雛形を集めた重要法制史料」——に、「秘下会」を所蔵していた全田家が、東瓜破村の代々庄屋を勤めた旧家であるとして、「一村の首長であった名主庄屋の職務は、頗る広汎であって、人別改、宗門改、五人組改め、送り一札(送籍手続)、稼一札(出稼人証明書)のごとき戸籍事務、検見の立会、定免の協定、年貢の配賦、取立、納入の如き地方の事務、代官よりの蝕の伝達、村規約の実行、村議定(他村との契約)の取極、用水池の浚渫、用水樋の修理、用水の配分、鎮守社の祭礼、村内風紀の取締、勸農等、およそ村内の事務にして名主庄屋の関知せざるものは皆無であったといつてよい。故に名主庄屋は、村が境界、入会、用水等の問題で他村と争訟するような場合には、自ら村を代表して法廷に立ち、村内の小前百姓等が供金銀、売掛金、相続問題等で他領の村民と争訟する場合には、当事者の差添人として出廷しなければならなかった。また名主庄屋は、村民の家宅田畑の売買、質入、書入等の証書に奥印する公証人の事務をも掌ったから、『引合人』(参考人)として出廷しなければならない場合も多々あった。また庄屋名主は、村内の治安維持にも責任を有するものであったから、村内に行倒れ、変死人等があった場合には、これを役所に届け出でて検屍を乞い、村内に刃傷、盗難、放火その他の吟味沙汰(刑事事件)が発生した場合には、逸早くその状況を代官所に報告して、犯人の追捕に便ならしめ、村民が軽罪を犯して手鎖、戸メ、又は村預け等に処せられた場合には、その封印を改めたり、逃亡を防ぐ処置を講じたりしなければならなかった。故に名主庄屋となった者は、民事はもとより刑事事件に至るまで、これを処理するに必要なだけの法律知識を備えていなければならなかった。故に民刑事の訴訟に関する書類の雛型、及び訴訟を行うに当っての心得等を書きしるした書冊『秘下会』が、庄屋を世襲した全田家に伝えていることは、決して偶然ではない。全田家の祖先は、この書を指南

車として、庄屋として行わねばならない司法事務を行っていたに相違ない。」と指示されている。——「公事宿の研究」七八頁以下）裁判外の内済か裁判上の内済かという区別は、重要であるが、滝川政次郎氏が指示された「秘下会」が庄屋文書として伝えられたという事実は、大阪周辺の村落の庄屋層が、裁判外の内済ではなくして裁判上の内済に深い関心を抱いたことを証明する史料として重視しなければならぬのである。手続書覚扣は、既に指摘したように、庄屋・年寄たちが返答書の『案文の趣意』を披瀝しうる能力を有していたのであって、単なる書式にとどまらずして法廷闘争の方法についても、習熟するところがあつたことを明証するものである。

翌七月二日が差日であり、『対決可致積』であつた。しかし、源兵衛の娘不幸という事態が生じた——そして源兵衛自身も病氣になつたという事態が生じたので、同月五日に対決を延期するよう願方より依頼があつた。

七月五日、未明に願方と同道で御月番東御番所惣代部屋に行き『対決之懸合』をすましてゐる。そして、一旦旅宿へ帰り支度をして五ツ時より『留り』へ出ていたところ、まもなく、双方『御呼出シ』があり、対決がはじまつた。御裏印付之願書ならびに返答書を相手方より差出し、目安方与力衆が右返答書を読みあげると、奉行平賀信濃守は、『願方之者相手方々右之通返答致出候ト被為仰聞候』ということ、かくして、審理が開始されるのである。次に御裏印付之願書ならびに返答書の覚を記録した別帳の史料を示す。

文化五閏六月廿七日申上刻下方々喜平治伝右衛門持参

大坂 御奉行様御裏印写

表書之相手三人

高浜村文書における『氏神倒木出入一件』内済の記録

右 差添

乍恐御訴訟

鈴木清右衛門殿知行所

撰州嶋上郡高浜村

氏神境内立木伐取出入願人

庄屋 源兵衛

年寄 喜平治

百姓惣代吉右衛門

鈴木清藏様御知行所

同州同郡同村

相手 庄屋 勝之助

年寄 重郎右衛門

百姓 源左衛門

一高浜村者入組ニ而氏神之儀者惣村持古来々株百姓^マ之者共立合正月廿五日神夏世話致シ来り外ニ五月五日九月二日十一月二日右三度神夏者相手三人之者共世話致来り候得共氏神境内竹木下草等ニ至迄村方ニ而伐取之儀者古来々不仕候 然ル所相手三人之者共頭取境内松木栞本雜木式本吹折栞本都合四本去ル外十一月我儘ニ伐り倒シ候ニ付村方一統不致相談も何様ニ致候哉ト掛ヶ合候所右社修復ニ相用候段相答候得共修復之儀未御奉行様へ奉願上候相談も無御座此節右木品專取片付候ニ付掛ヶ合候所先年々仕来り扨ト無躰ヲ申取敢不申既ニ

先年兩度も右跡伐取候ニ付差押へ候所以来我儘ニ伐取申間敷旨申之又候此度仕来り杯ト我儘ニ伐取候儀を此儘差置候而者追々伐取可申左候へ者境内ヲ荒シ神慮之程も恐入依之段々掛ケ合候得共取敢不申下ニ而可仕様無御座乍恐奉願上候 何卒右三人之者共被為召出我儘之致方御糺被為成下以来境内之竹木下草等ニ至迄伐取不申候様被為仰付被下候ハ、広太之御慈悲難有可奉存候 以上

但本文氏神者武内之社春日社兩社ニ御座候所先年御改之節春日社之儀者書上落シ候哉難相分り御座候
文化五辰年閏六月廿五日

高浜村庄屋 源兵衛

年寄 喜平治

百性惣代 吉右衛門

御奉行様

乍恐口上

一鈴木清藏様御知行所入組同村庄屋勝之助外式人相手取氏神境内立木伐取出入別紙ニ奉願上候所元来右社ニ神役之者無御座候 古来々株百性之内四軒世話方相勤月番持ニ仕燈明等差配仕候儀ニ御座候所右四軒之内耆軒株絶仕候哉相分り不申此度相手取候三人之者共当時社方世話人ニ御座候 鈴木清右衛門殿知行所之内ニ者前々世話人者無御座候 且別紙ニ氏神武内之社ト申上候所当

御番所様へ先年書上候者武内之社ト有之御差当ニ御座候 右者全ク先年書上候節書損仕候儀ト奉存候 右御尋ニ

高浜村文書における『氏神倒木出入一件』内済の記録

五五（一四九）

付此段奉申上候 以上

文化五辰年閏六月廿五日

鈴木清右衛門殿知行所

摂州嶋上郡高浜村

庄屋 源兵衛

年寄 喜平治

百性惣代 吉右衛門

御奉行様

如斯訴状差出シ候間埒明事ニ候ハ、可相濟申分有之者致返答書来月二日之御用日ニ可令対決若於不参者可為曲事者也

辰閏六月廿五日

備後 御印

信濃 御印

覚

一大坂 御奉行様御裏印老通慥ニ受取申候 以上

閏六月廿七日

庄屋 勝之助

年寄 重郎右衛門

百性^マ 源左衛門

庄屋 源兵衛殿

年寄 喜平治殿

百性^マ 惣代吉右衛門殿

如此相認閏六月廿七日申上刻喜平治伝右衛門へ相渡

七月二日対決御差日ニ候得共下方願方々刻限代^マ致候ニ付同五日対決ニ相成右五日対決之節差上ル三人^マ之返答書
左之通

乍恐返答

鈴木清藏殿知行所

摂州嶋上郡高浜村

庄屋 勝之助

年寄 重郎右衛門

百性^マ 源左衛門

一鈴木清右衛門様御知行所同村庄屋源兵衛年寄喜平治百性^マ代吉右衛門右三人^マ私共相手取氏神境内立木伐取出入

高浜村文書における『氏神倒木出入一件』内済の記録

先月廿五日被願上今日対決被為仰付奉畏乍恐左ニ返答奉申上候

一訴訟方被願上候者当村氏神惣代持ニ而毎年正月廿五日古来々株百性立合神夏世話仕来り候由 且又右氏神

境内竹木下草ニ至迄村方ニ而伐取候儀者古来々不仕由 然ル所此度私共三人頭取境内松木去卯十一月我儘ニ伐

り倒シ追々境内ヲ荒シ申候ニ付以来境内之竹木下草ニ至迄伐取不申様与訴訟方願上候

此段当村之儀者元来一領之村方ニ御座候所百三十式ヶ年已前延宝五巳年御先代鈴木淡路守殿之節御分地ニ相成

入組之村方ニ御座候 尤氏神之儀者往古々朔幣座ト唱私共先祖外ニ宍人都合四人ニ御座候所宍人者先年株絶仕

当時私共三人ニ而先規仕来り通氏神并境内共万夏差配仕罷在候 尤毎月朔日并五節句九月二日十一月二日神夏

相勤右諸入用等外々為差出候儀者一切無御座候 依之氏神境内之儀者私共三人々何事ニ不寄取斗仕来りニ御座

候 扱又右朔幣座三人之外ニ一千度当家中間ト唱毎年正月廿五日神夏相勤無株持百性入組ニ而鈴木清右衛門

様百性十宍人鈴木清藏殿百性八人当時中間都合十九人御座候 然ル所去卯九月十七日大風ニ而氏神境内松木吹

折木宍本倒木宍本都合二本出来ニ付往古々枯木折木倒木等度々有之其節も私共先祖申談取斗売払候代銀村之帳

面等所持仕罷在候候ニ付先規仕来り通破損(取斗カ)仕候所右一千度当家中間之内鈴木清右衛門様破損(百性カ)吉右衛門長兵衛伝

右衛門重治郎右四人之者共一千度当家中間々物代として私共へ申聞候者右吹折木倒レ木共一千度当家中間へ無

相談も取斗候段難相濟趣申之ニ付前書取斗仕来り通申答候所鈴木清藏殿百性八人之者共一同承知之上氏神之儀

者万夏朔幣座々取斗仕来りニ無相違無之依之右八人者申分無之趣申之ニ付則別紙ニ書附取之置罷在候 相残ル

鈴木清右衛門様百性十宍人之者共儀者理不尽之儀共申之罷在候 然ル所此度訴訟方願面ニ氏神惣村持之由被

申上此儀全ク村持ト申儀ニ而者無御座往古々氏神之儀者何事ニよらす何レへも無相談私共申談差配仕来りニ御

座候 且又右境内之竹木下草ニ至迄村方ニ而伐取候儀者往古ノ不仕段被申上此儀先書奉申上候通り往古ノ枯木折木倒レ木等出来候節者私共三人申談取斗仕候 依之外ノ伐取候儀者一切無御座候 且又近年右境内ニ竹少々宛併出年々寄り少々ツ々売払申候 此度訴訟方ノ被願上候者立木伐取候由被申上全ク立木ニ而者無御座候先書奉申上候通り吹折木沓本倒木沓本〔破損松木カ〕都合式本出来ニ付先規仕来り通り取計〔破損完私カ〕候儀ニ御座候 且又追々境内立木伐り荒シ候趣被申上此儀者見残之儀ト被存候 全ク境内ヲ伐り荒シ候儀ニ而者一切無御座候 然ル所嵩ニ申立偽り之儀共被申上候段何共難得其意被存候 元来右出入之儀者朔幣座ト一千度当家中間との出入ニ御座候所此度庄屋年寄百性代々被願上候段不寄存候儀ニ御座候 既ニ八十一ヶ年已前享保十三申年氏神武内社置替奉願上御聞濟成被為下其節も私共先祖名前ニ而外ニ連印無御座候 是以慥成証拠ト被存候 然ル上者右氏神ニ付テ者諸事村方へ相談可仕謂無御座候 此段御堅察被為成下度奉願上候 何分先規仕来り崩し候而者神慮之程奉恐入歎ケ敷奉存候 何卒御糺之上向後新規之儀相工ミ不申様被為仰付被下候ハ、難有可被存候 尤往古ノ諸帳面等御座候ママ(衍字)ニ付奉入御上覽候 以上

文化五辰年七月五日

庄屋 勝之助印

年寄 重郎右衛門印

百性 源左衛門印

右差添

頭百性 六兵衛印

御奉行様

右之通返答書差上対決致し申候 尤

御奉行者平賀信濃守様御掛り与力衆寺社ニ而磯矢与市兵衛様瀬田藤四郎様右之通返答書差上候所寺社御役所ニ而
 双方御札有之朔幣座三人外ニ耆人延宝九年寺社御改之節右四人氏神并宮寺妙法寺之神主役半右衛門重郎右衛門太
 右衛門治兵衛ト御記録ニ有之趣被仰渡候 願方々来ル十九日迄日延御願申上候事

願方の訴状では、氏神を『惣村持』と断じているが、その根拠は、願方の陳述に『右氏神境内之儀者右村高三百七十石之除地ニ御座候』とある点に求められているのであって、法人概念の發展史において最も注目すべき論点である。願方の庄屋源兵衛が訴訟以前より一貫してこの主張をつらぬいてきたことは、既に指摘したところである。周知の如く、中田薫氏は、「徳川時代に於ける村の人格」なる研究において、「第一に徳川時代に於て村は、一の課税団体を形作つて居た」「第二に村は村として、訴訟行為を為すの能力を有して居た」「第三に村は他の村と、協約を為すことが出来た」「第四に村は財産を所有するの能力を有して居た」「第五に村は自己の名義に於て、売買・寄託・貸借等の法律行為を為すの能力を有して居た」という五の理由にもとづいて、「第一に徳川時代の村は一の独立せる人格者である。第二に然れども此人格は羅馬寺院法的法人の如く擬制人 (persona facta) では無くして、日耳曼独逸法の (Genossenschaft) の如き實在的総合人 (reale Gesamtperson) であるべきである。」とのべられている。「法制史論集」第二卷九六三頁以下。氏は五の理由について詳細な論述を行なわれているが、村が一つの「独立せる人格者」であるという最も基礎的な論断を下す根拠として、村とその他の個々の構成員たる村民との関係が考察されているのみで、

権力との對抗的關係がほとんど問題とされていないという点に、注目すべきである。氏の考察方法のかかる特色は、氏が抽出された五の理由そのものの論述についてもみられるところである。徳川時代の村の自治権は如何であったであろうか、権力より認可された村の特権に如何なるものが存したであろうか等の諸点について、氏は、考察を深められていない。しかるに、村が法人格——「独立せる人格者」であることの根拠は、むしろ、権力との對抗的關係を前提として考察しなければならないのである。村が法人概念として結晶しうるか否かは、まさにこの権力との對抗的關係を前提として、それに対して自律的關係を形成しているかどうかによって決定されるからである。

この意味において、願方庄屋源兵衛が氏神を『惣村持』と認定する根拠を『除地』の特権に求めている思考こそ、「独立せる人格者」をそのような角度から把握する方法を示している、といつてよい。宗教法人に関する、あるいは一般に村の法人概念に関する、特定の法的思考の發展を示す、と断じうるのである。しかし、かかるすぐれた法的思考に対して、奉行は、その理解を深めようとはしなかった。むしろ、『除地』を免税特権と考える思考に対立的であった。源兵衛が『朔幣座之仕来り』を『無駄』のことと断じているのに対し、その仕来りをそれが証拠づけられる限り——ここに伝統主義と書面審理主義との深い結びつきが認められる——仕来りの方をとろうとしたのである。奉行の『先躰何国村方ニ而も氏神無之村ハ無之候 縦令廿ヶ村卅ヶ村氏子有之氏神ニ而も世話致候者ハ三人か五人ニ而氏子中村寄世話致候者ニ而無之相手方者共々社方世話致来候ハ、境内同様之事にて其儀ヲ彼是申儀ニハ無之何れ役所ニおいて相糺可申候』という見解は、「独立せる人格者」という法概念の成立に、伝統主義のイデオロギーを利用しながら能う限り拒否的であろうとする特色を最もよくあらわしている。

奉行は、かかる一般の方針を示した後、右出入一件の審理を神社役に託している。手続書之覚扣に『対決相済直様

寺所御役所へ罷出候処御掛り磯矢与市兵衛様世田藤四郎様御出役ニ而』とあるのが、それである。磯矢与市兵衛は、春原源太郎氏の指示によれば、寺社役の与力・磯矢与一兵衛として記録されている(「大阪の町奉行所と裁判」二〇八頁)。

寺社役の審理では、やはり氏神が惣村持であるかどうかというところが、争点となっている。ただし、氏神境内が除地であるから必然的に惣村持であるとする願方の論理構成は、認められていない。寺社御改之節の記録に依拠するという審理である。右記録によれば高浜村氏神武内社の神主役を朔幣座の四人が月番持で勤めている。加うるに、『高浜村ハ元来一領之村方ニ御座候其節相手方之庄屋方ニ而支配仕罷在候ニ付庄屋役相勤候得ハ氏神之義も一駄ニ世話居』とある点に、注目すべきである。庄屋役を勤めているものが神主役を兼任する場合には、『氏神之義も一駄ニ世話致居』ことになる、というのである。寺社役は、庄屋役が神主役を兼任することを株座の系譜において把握しているのであって、そのような伝統が存する場合には、惣村持——村座を容易に認めようとはしないのである。

願方は、除地——惣村持の論理が拒否されたので、一千度当家仲間の勧請ということより村座の設定の事実を認めさせようとする(それは『一千度座』と称していることによっても、明白である)。ただし、これについては寺社役より証拠物の提出を要求されても、証拠物がなく、願方の最も非難してきた『仕来り』に依存せざるをえないという自己矛盾を犯すことになる。

かくして、寺社役の審理の結論は、願方に証拠物が何もなく、このたびの公事、『相手方丸勝』ということになるのであるが、それにもかかわらず、『相手方丸勝』にせず——その論理を貫徹して判決発見にいたることを回避して、『対談下済可致』と下済——内済を命じている点に、注目すべきである。それが決して所謂共同体的感情を重んじたのでないことは、『其氏神ヲ捨置我之位情争候而ハ御地頭へ対しも不相済』とあるによって、明白であろう。地頭の権

威を重視するところの行政的配慮こそ、『相手方丸勝』にせず、『下済』を命ずるといふ方針の基本となっているのである。それは、必然的に判例法成立を回避する意図と関連する。

寺社役は、このように下済を命じ、用達樋屋吉右衛門を取暖人に指名する。

しかし、願方は、この決定を不服として、七月七日より十九日まで日延願を出している。相手方は、いうまでもなく、この決定——下済にしたがうのであるから、願方の日延願に直ちに応ずるのではなく、『御上々連印可仕様被仰付候ハ、』承知する、としている。

七月廿日、樋屋十兵衛と相談し、『三人おもハク之対談証文之下書』を記して、取暖人樋屋吉右衛門(手代熊藏)をし願方へ掛合わせているが、願方は、『右相手方思ハク之通ニ而ハ迎も下済ハ出来不申』と返答している。ここでも、取暖人の役割の極めて形式的なものであったことが、推定される。相手方より枯木折木倒木竹之義は仕来故三人より勝手次第に伐取るが立木下草之義は伐取る際願方に相談に及ぶとしたのに対し、願方は、右の竹を問題とし、『竹なそを伐候ハ、境内荒候』という理由により、下済不調にもちこんでいる。しかし、願方の真意は、寺社役の審理全般を不当とするにであったのである。寺社役は、竹については対談を命じている。しかし、竹の問題は、下済を不調とする手段にすぎない。それは、『枯木折木倒木等を寄立木義伐取不申与申上候』とある願方の主張——それは寺社役の審理全般を拒否することを意味することになる——によって、明白であろう。寺社役の審理への不服従に対し、『瀬田様大ニ御立腹』という事態になったことは、当然である。そのような不服従——とくに願方庄屋源兵衛の行為は、『我意者』になると認定し、その行為そのものが、『御吟味ニも仰被付思召之しぎ』——吟味筋であつかうべき事案に該当する、とするのである。刑事的強制をもつて、下済——内済の強要の本質が、最もよくあらわれている。細

事不許受理の権力関心が、その背後に強固に内在しているのである（『其様成さも敷心有之故右体公事ニ相成』）。民衆は、かかる権力関心を積極的に先取りすべく教化されている筈であり、そのような教化の表現こそ和解の擬制である。和解の擬制をなしえない行為は、教化への不服従——『我意者』という新たな問題（重情）として権力の側から把握される可能性がある。願方庄屋源兵衛の除地——惣村持の論理は、『我意者』という認定によってここで完全に拒否されたことになる。なお、手続書覚扣は、この時の神社役の言葉を、『全躰相手方庄屋年若成者故其処を付込はげあ玉ふり廻り目ヲむいて我意を申』と忠実に記録している。

しかし、これでもまだ、完全には下済に到達していない。竹の問題が残っているとするからである。これに関する神社役の審理は、願書に『往古々竹木下草ニ至迄伐取候義無之』とあるに対し、願方陳述では竹は十四五ヶ年以前はへ出候趣となっており、くいちがいがあり、願書に偽りを申上げた疑があるとして、文書の不備をついているのである。かくして、漸く『願方一言も無之』ということになった。

次に済口証文を示す。

乍恐口上

一 鈴木清右衛門殿知行所撰劬嶋上郡高浜村庄屋源兵衛外式人儀鈴木清藏殿知行所入組同村庄屋勝之介外式人相手取氏神境内立木伐取出入先月廿五日奉願上当月五日対決仕御糺ニ相成候付下ニ而对談仕度双方々御日延奉願上則対談仕此後境内之立木下草ニ限り伐取候節者此度之願方江不及相談旨和融相整右出入以来無申分下済仕候。依之双方連印ヲ以乍恐此段御断奉申上候。右済口之趣御聞届被成下候ハ、難有奉存候。以上

文化五辰年七月廿日

高浜村庄屋 源兵衛

年寄 喜平治

百性惣代 吉右衛門

同 村庄屋 勝之介

年寄 重郎右衛門

百性 源左衛門

御奉行様

これを要するに、右手統書寛扣は、裁判上の内済において、その内済への過程において、法廷闘争に準ずる意義を有しうる事態が生起しえたこと、その中に豪農層の自律的な法発見の伝統が生命を復活する場合の存したこと、しかも、これに対して近世幕藩体制の行政的性格の裁判体制が鋭い対照を画きながらそびえ立っていることを、如実に示しているのである。

註(1)

元禄十三辰年、百九年ニ成
文化五辰年迄
寛書

元禄十三辰年、寛保三亥年迄諸帳面有之延享、享和、武戌年迄諸帳面同戊年七月淀川洪水堤切ニ付流失同三亥、諸帳面有之氏神枯木倒木朔幣座講中、従往古売払来リ帳面有之分左之通
享保十八卯年文化五辰迄八十五年成

高浜村文書における『氏神倒木出入一件』内済の記録

関法 第三卷第一号

一八匁

年号無御座末年ト有之

一貳百文

前同断申三月

一百拾匁

寛保二戌四月文化五辰年迄六十七年ニ成

一貳貫文

安永三年六月

一売払 直段帳面流失不相知

天明六年八月

一吹折木御座候所村方若イ者共ノ石燈籠寄進右代銀不足ニ付右折木朔幣座講中へ貫ニ参リ申談石燈籠代不足之内へ差遣事

文化四卯九月十七日大風雨ニ而

一吹折木菅本倒木菅本先前ノ

仕来リニ付朔幣座講中ノ菅払候所村方一千度相勤候仲間者共ノ故障申立候事

宮附神田

宇宮前神田

一中田八畝貳拾歩高九斗六升六合

此宛米壹石四斗

同

一中田八畝貳拾歩高壹石貳升

此宛米壹石四斗

外嶋

一下畑三畝拾貳歩高壹斗三升六合

此宛米三斗

右從往古宮附神田御座候延宝五巳年御分地ニ而鈴木清右衛門様御知行内ニ相成即下株支配ニ付村入用銀掛リ米掛リ分共出作掛リニ付尤右田地至ッ而地低故水損多作徳米ニ而ハ銀米掛不足仕リ候外ニ宮附助合之物一切無之依之天明四辰年朔幣座講中ノ下株ヘ宮附神田銀米掛リ共村方氏神之事ニ候ヘハ下株百性再々相掛リ候様ニ致度度々相頼候得共庄屋年寄聞入不申宮附ニ持来リ候迎茂年々作徳米ニ而銀米掛リ不足年多朔幣講中之者共難渋仕候ニ付天明三卯年迄ハ宮附持来リ同四辰年ノ下株ヘ右田地差出し候事

御分地延宝五巳年ノ文化五辰年迄百三十年ニ相成

宮附神田村入用銀米掛リ

安永四未年

一三拾九匁四分七厘

同

一米參斗九升貳合六勺

安永五申年

一銀米共不知

安永六酉年

一四拾目九厘

同

一米三斗四升六合六勺

安永七戌年

一三拾八匁八分三厘

同

一米三斗四升五合六勺

安永八亥年

一四拾目五厘

同

一三斗三升八合貳勺

安永九子年

一参拾五匁九分四厘

同

一米三斗壹升八合四勺

明和元丑年(「天明」トアルベキトコロ、以下同ジ)

一四拾目六分七厘

同

一米四斗六合七勺

明和二寅年

一四拾四匁七分七厘

同

一米四斗貳升七合八勺

明和三卯年

一銀五拾四匁五厘

同

一米四斗六升九合

註(2)

出入一件の日記に二種類あり、一は『氏神倒木一件覚日記』(文化五年、辰閏六月)(裏表紙裏に西田為全―西田勝之助の署名あり)と表紙に記するものであり、他は『氏神倒木出入一件日記覚』(文化五年辰閏六月廿七日)と記するものである。

(氏神倒木一件覚日記)

一聞六月十五日今井船ニ而出坂七ツ時着船直ニ樋ヤ方へ参リ則十兵衛在宿ニ付六月十九日下方惣代四人之者へ之引合尚又聞六月四日之引合委細申込右之趣之引合故定而出訴ニも及旨可申勿論十二日早朝源兵衛喜平ニ吉右衛門出坂致候ニ付十三日御用日ニ御願申上候哉 三人之者も支度致定而御願申上候へハ御差紙か又者御裏印ニも可相成存居候所今朝迄何之沙汰も無之村方ニ而粗承候得者右源兵衛ハ今朝帰村喜平ニ吉右衛門ハ十四日朝帰村致候旨承リ申候 何レ御差紙か又者御裏印ニ而も最早御沙汰も御座有へくニ如何致候事哉 此段態々内々ニ而御尋ニ参候旨申候へ者十兵衛申被聞候ニハ左様之事ニ而候哉 私儀者何も存不申今朝昨日も本家の方へ参リ候へ共何之咄シも無御座候 左様之事ニ而候ハ、先一応承リ参リ可申直ニ本家の方へ被参暫有而帰宅扱相尋候所一向相知レ不申何レ十六日ニ願出候事者無相違併願下ケニ相成申候願書も甚手短クさせ相分リ可申段熊藏申之候願面之誰當時氏神境内立木三本三人之者も切取候ニ付是迄段々掛合申候所相答候ニハ右氏神修復之入用ニ相用扱ト申社修復ハ不致先私よくニ可致相見へ候 尤神事之儀者正月廿五日私共の仕候 残り之神事ハ右三人之者も仕候 世話ハ三人も仕来リニ候ト申趣意ニ而外子細無御座候段熊藏申之候趣十兵衛被申候 夫も樋吉之方へ参リ尚又相尋候所十兵衛ニ申候通ニ而駈ト不相分夫故頼置帰リ申候 尚又十兵衛方へも頼置同晩夜船ニ而登リ明六ツ過帰村直ニ十郎右衛門殿源左衛門殿へ右之趣申入置候

一同十七日源兵衛吉右衛門十兵衛出坂致候由承リ之

私用小遣

七月四日下リ

一五十五文 芋代

一五十五文 でば巻丁

一三十六文 きめん糸代不足之内ニ遣ス

一二十文 まんぢう

メ百六十五文

かし覚

七月四日下リ七月十八日ニ返リ口口

関法 第三卷第二号

一 貳百三十貳文 十郎右衛門殿へかし

〃 一四十八文 源左衛門殿へかし

〃 一二十文 六兵衛へかし

〃 三百四十文

小遣方

閏六月十五日

〃 一百文 下り舟ちん

〃 一三十六文 下り小遣

〃 一四十八文 登り小遣

〃 百八十四文

八月朔日出坂是へ普請願

一 六十貳文 飯代兩人分

一 十六文 半紙一折

一 四十文 登り舟かこまし

〃 百貳十貳文本帳ニ出ス

飯代方

閏六月十五日夕

一 壹人 外三三拾石船登り舟賃貳人前樋ヤひかへ

〔氏神倒木出入一件日記覚〕

一去卯九月十七日大風ニ而氏神松木式本吹倒レ先規仕来リ通勝之助重郎右衛門源左衛門ノ壳払候所上方下方一千度中間十九人ノ新規之故障申立依之段々引合候所上方八人者申分無之趣申之下方十一人へ其後段々引合候所出訴ニ可及旨申之然ル所一千度中間ニ而者不願上願人庄屋源兵衛年寄喜平二百性代吉右衛門ノ庄屋勝之助年寄十郎右衛門百性源左衛門相手取御訴訟申上候事尤初発ノ引合之手続書者別帳ニ委ク書記

一閏六月十三日御用日ニ右願人源兵衛喜平二吉右衛門ノ御訴訟申上候所御取上ケ無之由承之

一同十八日御用日ニ源兵衛十治郎吉右衛門ノ御訴訟申上候所御取上ケ無之由承之

一同廿五日御用日ニ右願人源兵衛伝右衛門長兵衛ノ御訴訟申上候所御取上ケ有之段御調之上御裏印ニ相成候由承之

一同廿七日申上刻下方年寄喜平二伝右衛門右兩人勝之助方へ參リ氏神立木伐取出入廿五日御訴訟申上候所御裏印ニ相成依之右御裏印持參候旨申之ニ付則十郎右衛門源左衛門呼ニ遣シ御裏印拜見之上受取書致右三人之調印ニ而差遣ス 尤御裏印之御文答願書之写扣置

一同廿九日上方頭百性寄セ氏神倒木一件下方ノ願上候ニ付一昨廿七日願方ノ御裏印持參依之差添被仰付候間頭百性ノ順番ニ致シ可罷出旨申渡ス 承知候旨申之引取申候 尤此度者六兵衛罷出候様申渡

一七月晦日源左衛門勝之助重郎右衛門右御裏印願書持參陸ニ而出坂七ツ時大坂旅宿樋ヤ重兵衛方へ着

一同朔日返答書十兵衛殿へ申談シ尤三人トモ銘々思ク通案紙其趣意ヲ以十兵衛殿ツヅリ被具本紙相認被具翌二日御差日ニ付

対決之積リニ致置候 同日七ツ時右差添六兵衛着 依之右返答書ヲ以翌二日対決可致趣申聞候事

一同二日未明ニ願方旅宿樋ヤ弥兵衛方へ十郎右衛門參リ弥今日対決可致間最早今てん合ニ御番所へ罷出候間願方も今可被出旨申候所年寄喜平二百性代申聞候者昨日源兵衛娘死去ニ付九ツ時分葬礼相濟候ニ付兩人者直様出坂致申候 源兵衛儀者跡仕舞次第陸ニ而出坂可致旨申居候所未来リ不申候 依之今しバラク待具候様申之ニ付樋ヤ方へ歸リ五ツ時迄待居候所何之沙汰も無之依之又候十郎右衛門樋屋弥兵衛方へ參リ右兩人江最早五ツ過ニも相成候ニ者刻限切レニ相成候間源兵衛見へ不申候ハ、代人ニ而対決可致旨申候所何レ參リ可申旨申居候ニ付兩人了簡ニ而代人ニ而対決可致事も難出来候間又々レバラク待具候様申之ニ付又々樋ヤへ返リ候所四ツ時前喜平二參リ只今長兵衛着致源兵衛病氣之旨申之何卒今日之所者寔に無抛事ニ候間刻

限切之御断致兵候様相頼ニ付無扨刻限切之御断書ニ調印致当御番所様へ差出シ候所五日之御用日ニ者刻限切無之様対決可致旨被仰渡候事 依之四人共八ツ時過ク樋ヤ出立同晩四ツ時帰村 尤御裏印腹中ニ而帰村 差添六兵衛へ五日ニも出坂致兵候様申置候事

一三日右返答書之文面ニ少々不相分所有之ニ付所々書直シ申候 同晩六兵衛呼ニ遣シ昨日申置候通名前も差出有之間何レ明四日ニ下リ候間出坂致兵様申聞セ候所承知之段申之

(註・以上 庄屋 勝之助筆蹟)

(註・以下 年寄 十郎右衛門筆蹟)

一七月四日四ツ時船ニテ三人付添六兵衛連レ罷下リ願人も源兵衛長兵衛伝右衛門三人差添者不連故此方へ断候ニ付大坂ニテ雇代人之処のミこみ遣候 翌五日対決 御奉行様此方之返答書之趣願方へ御尋有之願方三百七拾石之氏神境内ヲ我儘ニ伐荒候趣以來倒木等有之候而も其儘置候様杯と申上候処 御奉行様御上意ニハ賢令十ヶ村廿ヶ村ノ氏神たりとも大勢寄世話ヲ致物てへない相手方ノ伐取候木ヲ其儘おき候てとふ致ぞ願人申上へ一統相談仕取片付致候趣申上 御上意ニ右相手方之者が取斗来候事ならバそれでよいでへないか彼はゆふことでへないと御意 寺社役所ニ而糺申付候趣被仰渡夫々寺社御役所へ罷出

一磯矢与市兵衛様一勢田藤四郎様御掛り 磯矢様願方へ御糺被遊候ニハ願書ニ村持と有之村持之道リニ而ハ無之 御役所御起録宮寺薬師堂妙法寺半右衛門十郎右衛門源左衛門事太右衛門治兵衛是ハ先年株絶右四人差配致右四人者氏神武内社神主役月番持ニ燈明等差配致則当月之月番治兵衛と有之上ハ村持ニ而無之段仰被渡木之処も願方ニハ四本と有之返答書ニハ式本と有之御糺も有之候へ共格別之御願着も無之 願人源兵衛申上ニハ氏神之儀三百七拾石一統之氏神ニ而勸請ハ一千度座中カ勸請致候趣申上候処何そ書物等有之哉 御役所御起録をしらへ候程之証拠ニ而も有哉 御尋有之候へども何も無之趣願人源兵衛いろく申上候得共一ツして口事ハ無之何分双方神ヲ棚へ上て位せいらせいと氏神之事ならハ和融ヲ可致 尤御地頭も御同家之事也 同村と言申分致事てへないとい仰被申候私共へも御利害ゆへ奉承候段申上候処願人江相手方も右之通心得居彼是と言すと対談可致被為渡候ニ付奉承候御請申上樋ヤ吉左衛門へ取 暖被仰付引取

一六日願人ヨ日延相願調印致遣シ其節於御役所勢田藤四郎様願人源兵衛へ仰被渡候ハ時日も御奉行様被仰候ハ右伐取候木ヲ

相手方三人之者か伐取^{ママ}て風呂之燒物ニ致か^{ママ}とて其方共が構為道リ尤左様之事致ものでもない
願人源郎衛事おやぢにとくと
合点し引様ニ申聞セと仰被申候其道り合ニ而对談可致被仰渡源兵衛奉承双方引取候事